



Title	現代国際法における分離権の位置づけ : 救済的分離論の妥当性に関する実証的研究
Author(s)	吉田, 恵利
Citation	北大法政ジャーナル, 23, 2-38
Issue Date	2016-12-12
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/63840
Type	departmental bulletin paper
File Information	HokudaiHouseiJournal_No23-1.pdf



現代国際法における分離権の位置づけ

—救済的分離論の妥当性に関する実証的研究—

よし だ え り
吉 田 恵 利

目 次

はじめに	3
第1節 背景と問題意識	3
第2節 論点	3
第3節 本稿の構成	4
第1章 自決原則	4
第1節 伝統的な自決権	4
第2節 一方的分離	5
(1) 選択理論	5
(2) 民族自決理論	6
(3) 救済的分離論	6
第3節 本稿の論点	7
(1) 実体的基準	7
(2) 手続き的基準	7
第2章 事例研究	8
第1節 バングラデシュ	8
第2節 コソボ	10
第3節 エリトリア	13
第4節 東ティモール	14
第5節 南スーダン	17
第6節 カタンガ	19
第3章 救済的分離の基準	21
(1) 実体的基準	21

(2) 手続きの基準	22
第4章 現代の分離運動	23
第1節 クリミア	23
第2節 カタルーニャ	26
第3節 スコットランド	28
第5章 結論	30

はじめに

第1節 背景と問題意識

2014年と2015年は、スコットランドやカタール・ニヤにおける独立を問う住民投票の実施や、ロシアから独立したとされるクリミアのロシアへの編入など分離独立運動が非常に高まりを見せた年であった。しかし、国家の分離独立とは本来領土保全原則と相克しうる事態である。

領土保全原則とは「物理的要素（国家領域とその内蔵する資源・価値）に対する実効的な占有・管理をいい、各国は主権平等の原則に基づいて相互に他国の領土保全を尊重し介入・妨害を差し控える義務を負う。」¹というもので、国際法の基本原則である。国家が戦争や武力行使などによって他国の主権を侵害することを差し控えるという意味で、国家間の「外的」な関係を規律する原則といえる。この原則の意義は、「国家が国家としての存在を保持しうる必須条件である自国領域の一体性を確保する」²ことにある。

したがって、国家の一部の地域および集団が分離独立するという事態は、他国が関係しないという意味では「内的」な問題であるが、領域の一体性を損なうという意味では領土保全原則と対立しうる。このような分離独立運動と領土保全原則の相克はいかなる場合に克服され、一方的分離が認められるのだろうか。

ところで、分離独立運動は5つの類型に分けられる。第一は、第二次世界大戦後に「国連憲章」や「植民地独立宣言」などを通して自決原則が法原則となる過程で行われた植民地の独立である。ここでの植民地とは、「信託統治地域」と植民地独立付与宣言履行特別委員会によって列挙された「非自治地域」を指す。信託統治地域とは、第二次世界大戦の敗戦国から分離される地域で戦勝国がその施政国となった地域、および国際連盟下で委任統治が認められていた地域である。そして、これ以外の「一見して、施政国から地理的に分離し、人種的および（または）文化的に異なる地域」（安保理決議1541）が非自治地域とされ、

各々に自決権が認められた。1960年代以降、アジア・アフリカの多くの植民地が独立し、1994年には最後の信託統治地域であるパラオが独立した。また、1963年に64あった非自治地域も現在残すところ16地域となっている³。

第二はこれらの新独立国における分離の動きである。バングラデシュ、エリトリア、南スーダン、カタンガの事例などである。第三は1990年代にソ連とユーゴスラヴィアという社会主義連邦の分裂および崩壊により生じた独立運動である。そして、第四はこれらの新独立国におけるさらなる分離の動きであり、コンボ、クリミアの分離の事例などである。最後に、第五の類型としてケベック、カタール・ニヤ、スコットランドなど、植民地支配を行っていた欧米諸国における分離の動きがある。

国際法上、a) 母国の同意がある場合、b) 国家の分裂の場合（第三類型）、さらにc) 伝統的な自決原則に基づく植民地の人民、および外国の征服、支配および搾取の下にある人民の独立の場合（第一類型）には、独立が認められている。植民地の独立がほぼ達成されつつある現代において、重要なのはd) 母国の同意のない一方的分離の事例（第二・第四類型）である。国際法は一方的分離の許容性に関して沈黙しているが、実行としてはコンボやバングラデシュのように一方的分離が認められた例もあれば、逆にカタンガのように認められなかった例もある。一方的分離が認められるための基準を明らかにすることで、自決原則の射程を伝統的なものから拡張し、現代の分離運動の評価を行いたい。

なお、本稿では独立と分離は、ともに既存の国家からの一定地域の独立という意味ではほぼ同意義として用い、分離独立のうち、特に母国の同意のない場合を一方的分離と定義する。

第2節 論点

領土保全原則は強行規範ではないから、a) 母国の同意がある場合に独立が認められるとしても問題はない。b) 国家の分裂の場合にも、分裂す

る国家間で合意に達しているために相克は生じない。また、c) 植民地の独立とは、なんら正当性なく外国に占領され支配された領域を回復する行為であり、植民地とされた集団および地域の領域的一体性の回復という意味で、領土保全原則と自決原則は一致する。したがって、領土保全原則との相克が生じるのは分離独立運動のうちd) 一方的分離の場合である。

本稿では、一方的分離を巡る学説のうち、国家による不正義からの最後の救済手段として当該集団の独立を認めるという救済的分離論に着目する。そして、第二類型および第四類型にあると思われる事例の検証を通して、以下の論点を明らかにし、救済的分離論に基づく一方的分離の基準を抽出する。

第一に、救済的分離論を自決原則を拡張したものとして語るための「人民」の定義はいかなるものかということである。具体的には、民族性は要件に含まれるべきか、領域との関係はいかなるものか、国家からのいかなる不正義を被っている場合に一方的分離が認められるのかが問題となる。第二に「人民」の意思はどのように明らかにされるのか、第三に国家として独立するための実効性はどの程度必要なのか。そして、第四に、一方的分離は「最後の手段」でなければならないが、この「最後の手段」とは何を意味するのか。以上、四点である。

第3節 本稿の構成

第1章では伝統的な自決権の射程を確認した後、一方的分離を巡る学説状況を整理し、救済的分離論の妥当性を論じる。第2章では事例研究として、一方的分離が認められたバングラデシュ、コソボの事例、そして一方的分離に準ずる事例としてエリトリア、東ティモール、南スーダンの事例、最後に一方的分離が認められなかったカタンガの事例を検討する。これらの6つの事例の検証を通して、第3章では救済的分離論において一方的分離を認めるための基準を抽出する。そして第4章では、これらの基準を用いてクリミア、カタルーニャ、

スコットランドの分離独立運動の評価を行う。最後に第5章では、領土保全原則と自決原則の関係を整理して、救済的分離論の基準を再度提示し、救済的分離によって分離が認められた後に残された課題を指摘して結びとする。

第1章 自決原則

第1節 伝統的な自決権

自決権の射程は1960年代に、植民地支配下の人民から、外国の征服、支配および搾取の下にある人民へと拡大した。本稿ではこれらを自決原則における伝統的な枠組みと位置づける。

元来、自決原則は政治的概念に過ぎなかったが、第一次世界大戦後の平和の原則として、ソ連と米国を中心に戦後の領土問題を解決するための基準とされた。しかし、実際の戦後処理ではヨーロッパ以外の植民地や従属地域の諸民族の要求は取り入れられず、国際連盟は委任統治制度を設け、施政国の統治をその監督下におくことで、事実上、戦勝国が敗戦国の植民地を委任統治の名の下に領有することになった⁴。

第二次世界大戦後に採択された「国連憲章」は「人民の同権及び自決の原則の尊重」(1条2項)を規定し、自決原則は国際法上の行動基準となった⁵。しかし、起草過程において、「自決」は「自己統治」を意味するのみであり、「独立」を意味するものではないとの合意がなされ、この時点では自決原則は植民地の独立や国家内部の集団の分離独立とは無関係であるとされていた。

しかしその後、1960年の「植民地独立宣言」(総会決議1514)は「あらゆる形態の植民地主義を、速やかにかつ無条件に終わらせる必要」(前文)があるとして、「信託統治地域、非自治地域その他の未だ独立を達成していない全ての地域」(5節)の人民、すなわち植民地支配下にある人民の独立の権利を認めた。1960年は「アフリカの年」と呼ばれ、17の新独立国がアフリカに誕生した。

そして、1966年に「すべての人民は、自決の権

利を有する。この権利に基づき、すべての人民は、その政治的地位を自由に決定し並びにその経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する。」

(共通1条)と規定する「国際人権規約」が採択された。これは植民地支配下にある人民に加え、外国の軍事的支配または占領下にある人民についても黙示的に自決権を認めた規定と解されている⁶。

続く1970年の「友好関係原則宣言」(総会決議2625)は、「人民を外国の征服、支配および搾取の下に置くことは、この原則に違反」と述べ、外国の征服、支配および搾取の下にある人民の自決権を明確に認めるに至った⁷。ここに、自決原則の伝統的枠組みが確立した。

今日では国際慣習法上、明確に自決権に基づく独立が認められるのは、第一に植民地からの独立と、第二に外国の征服、支配および搾取からの独立という2つの場合である⁸。これらの場合には領土保全原則と自決原則は一致するものと考えられる。

第2節 一方的分離

伝統的な枠組み以外に、母国の同意を伴わない一方的分離は認められるのかという点に対し、国際法は禁止もしていないければ許容もしていない⁹。禁止されていないことは許容されるという「ローチュス原則」を根拠として一方的分離も認められるとの主張もあるが、当該原則自体が確立した法原則とはいえず¹⁰、本稿では一方的分離に関する「ある法」は確立されていないとの立場から「あるべき法」を探求したい。

一方的分離に関する「あるべき法」に関しては、理論的に以下の立場が考えられる。一方の極は常に一方的分離を認めるという立場(許容アプローチ)であり、もう一方の極は全く一方的分離を認めないという立場(禁止アプローチ)である。しかし、禁止アプローチはバングラデシュやコソボのように既に母国の同意なく独立した国家が存在し、国家承認を受けているという実態を反映していない。したがって、さしあたりいずれかの極に立つのではなく、一定の基準を満たす場合

に一方的分離が認められるべきであるとする。

このような基準アプローチに立つ学説には、その基準を国家による不正義以外に求める(1)選択理論および(2)民族自決理論と、国家による不正義を基準とする(3)救済的分離論の3つがある¹¹。

(1) 選択理論

選択理論は、民主主義的自律の実現を自決原則の目的とし、構成員の選択そのものに価値を認め、一方的分離の一般的権利を認めるが、その集団自身が不正義を行う場合にはその主張を制限するというものである。具体的には、a) 集団がリベラルで民主主義である、b) 住民投票で多数が独立に賛成している、c) 少数者の権利を保障する、d) 母国との関係で分配的正義を果たすという4要件を全て満たす場合には、国家による不正義がなくとも分離を認めるという理論である。ただし、一方的分離権の行使は最終手段であり、他の方法では民主主義的自律が実現できない場合に限り行使すべきものとされる¹²。

しかし、選択理論は自己矛盾的である。第一に、国家による不正義がなされていない以上、国家は住民の人権を保障し、政府へのアクセスを認めているものと考えられ、民主主義的自律はその国家内で実現可能であるものと想定される。すなわち、民主主義的自律という目的は分離せずとも実現可能なはずである。したがって、民主主義的自律の実現のために一方的分離が必要であるとするためには、国家による不正義の存在が必要となる。

第二に、集団の意思の尊重は不可欠であるが、無制限に尊重すべきではない。なぜなら、住民投票は分離する集団に属する住民の選択のみを考慮し、一部地域を切り取られる残りの部分の住民の意思を無視する結果となるからである。一部の住民の意思に基づいて一部領域の分離独立を認めるためには、当該住民にその正当性がなければならない。それは当該住民の不正義からの救済の必要性に求められるべきであり、国家による不正義な

く残りの部分の住民にこれを甘受させるべき根拠はない。

(2) 民族自決理論

ミラーは、「民族」を「互いに同じ共同体に属しており、互いに特別の義務を負うことを認め合い、政治的自治を希望する集団」と定義した上で、当該集団が領域的に密集した「民族」を構成することが分離要求の根拠となるとする。ただし、a) 集団と国家の多数派との民族的アイデンティティの相違、b) 集団と国家の多数派との歴史的関係、c) 少数者の権利保障、d) 分配的正義などの制約を受けるものとされる¹³。

しかし、民族自決理論が根拠をおく「民族」の正当性は認められない。第一に、ほとんどの国家が多民族国家として一応維持されていることを踏まえれば、一民族＝一国家の原則は妥当ではない。また、民族形成の後に国家が成立したドイツのような国家もあれば、逆に国家創設の後に民族形成が行われたフランスのような国家もあり、民族が根拠となって国家が創設されるわけではない。

第二に、民族性の概念は主観的かつ流動的なものであるため、それのみを根拠に分離を認めることは更なる分離要求の原因となり、安定性を欠く。また、外部から見て当該集団が民族を形成することが常に明らかとはいえず、一方的分離の基準とすることはできない。

第三に、共通の歴史、地理的空間への愛着、他者から区別される公共文化の共有といった要素をもつ「民族」にのみ、分離の正当性を付与すると、複数の民族から構成される集団の分離が認められないことになる。仮に、母国から迫害を受ける複数の民族が混合して居住している場合には、これらが一つの国家として独立することは認められないことになる。母国に迫害されてきたという共通の歴史に根拠をおいて独立を認めるのであれば、そのような根拠はまさに国家による不正義に他ならない。したがって、理論的には国家による不正義を要件に含めるべきである。

以上のように、国家による不正義の存在を不要

とする選択理論および民族理論は妥当とはいえない。

(3) 救済的分離論

これに対して、救済的分離論は国家による不正義により内的自決の実現が非現実的である場合に限って、例外的に分離が認められるとする理論である¹⁴。ブキャナンは、次のような国家による一定の不正義を一方的分離のための要件とする¹⁵。すなわち、a) ジェノサイドなどの基本的人権の重大かつ継続的侵害、b) 正統な国家領域の不当な併合¹⁶、c) 国内的な自治合意の継続的な違反のいずれか一つが存在することである。なお、c) 自治合意違反の場合には、c-1) 当該国家が自治協定の決裂に責任があるとの公式な国際的決定があり、かつc-2) 分離が最後の救済的手段であるとの公式な国際的決定がある場合にのみ認められるべきであるとする¹⁷。

「友好関係原則宣言」は「前記のいかなる規定も、そこに規定する人民の同権または自決の原則に従って行動し、人種、信条または皮膚の色による差別なしにその地域に属する人民全体を代表する政府を有するに至った主権独立国家の領土保全または政治的統一を全体としてまたは部分的にも分割しまたは害するいかなる行動も認めまたは奨励するものと解釈してはならない。」と規定する。カセーゼは、この但し書きを根拠として、政府が内的自決を保障しているものとして領土保全原則によって保護されるのは、当該政府が人民全体を「代表している」場合、すなわち、政府がいかなる集団に対しても政治的意思決定過程および政治機関への平等なアクセスを保障し、人種、信条および皮膚の色によってアクセスを拒否しない場合にのみであり、逆にこのようなアクセスを拒否する政府は当該原則によって保護されず、集団は分離することができる」と解釈しようというのである¹⁸。

ただし、「友好関係原則宣言」では内的自決の権利は主権国家内の人種的または宗教的集団に付与されるものであり、言語的または民族的少数者には付与されておらず、彼らの分離権は認められ

ないことになる。しかし、自決権の主体を人種的または宗教的集団に限定すべきではない。人種および民族はともに主観的なアイデンティティによって決まるものであり、宗教や言語はこれらのアイデンティティを構成する要素である。したがって、人種、民族、宗教、言語のいずれの集団を構成するかによって、自決権の主体となりうるか決定されるべきではない。「人民の権利に関するアルジェ宣言」¹⁹は「全ての人民は、人種、性別、信条、皮膚の色の違いによって差別されることなく、全ての市民を代表し、全ての人権および基本的自由を保障する民主主義的政府を有する権利を有する」(7条)として「友好関係原則宣言」の内容を再確認した上で、「少数者の権利は、この宣言に規定される全ての原則に合致するように国家が行動するならば、国家の領域的および政治的統一を減じることはできない」(21条)と規定し、少数者の分離権をも認めている。この宣言は、学者や政治家などの個人によって出されたものであり、国連における宣言ではなく法的拘束力もないが、「あるべき法」を探る上で重要な文書といえる²⁰。

救済的分離論に対しては、分離が母国および独立国による人権保障を促すわけではなく、人権文化を涵養するわけでもないのが、双方に少数者が依然として存在し、民族的緊張が解消されないまま集団が分離することになるとの批判がある²¹。しかし、確かに分離が必ずしも人権文化を高めないとしても、分離は民族的緊張を促進するわけではない。対立する民族集団は国境を隔てて物理的に分離されることになるので、摩擦は減じると考えられる。少数者の人権保障が重要であることはいうまでもないが、例外的な状況で分離が認められなければ、国家から不正義を被っている集団は救済されないことになる。

第3節 本稿の論点

ここでは、議論の前提となる救済的分離論の論点を実体的基準および手続き的基準にわけて整理する。

(1) 実体的基準

①人民

救済的分離論において、分離が認められる主体は「人民」である。本稿では、「人民」を国家として独立するに十分な明確性を持った領域に連結した集団で、かつ不正義を被っている集団と定義する。

第一に、領域の明確性は客観的に区別しうる国内的境界が存在すればよく、遠隔性は不要である²²。

第二に、民族性は定義に含まれるべきではない。なぜなら、流動的かつ主観的な「民族」という用語によって集団間の差異を強調することは民族的対立の原因にこそなれ、差異自体が分離権の根拠となる訳ではない。また、政府によって抑圧されている複数の民族から構成される国家を創設する必要があるからである。

したがって、「人民」の基準を明らかにするためには、いかなる不正義を被った場合に分離が認められるのかを明らかにしなければならない。

②分離の意思

次に、人民が分離を望んでいることが明らかでなければならない。住民投票によってそれが確認される場合もあるが、住民投票より前に独立宣言および国家承認がなされる場合もある。どのような場合に、人民に分離の意思があるものと認められるのが論点となる。

③実効性

そして、ある実体が国家承認を受けるためには、実効性の要件を満たさなければならない。しかし、第2章で述べるように、実効性が不十分と考えられる場合でも国家承認され、分離が国際的に認められた事例もある。この要件は事例によって柔軟に適用されており、その実体を明らかにする必要がある。

(2) 手続き的基準

分離が認められるためには、交渉が尽くされ、

分離が最後の手段でなければならない。すなわち、自治の付与や人権侵害の防止、訴追や処罰、賠償などの国内的解決策を巡る交渉が行われ、迫害の停止または改善の見込みがある場合には分離は認められない。

問題となるのは、その判断を行う主体である。両当事者による判断は望ましくない。母国は自治の付与を主張し、分離したい集団は独立を主張し続けるために、母国は妥協する意思がなくとも交渉を延期し続けることが可能となってしまうからである。したがって、国際機関、特に一応の正当性をもつ安保理による決定が望ましいが、実効性は低い。安保理は政治的対立によって機能不全に陥る場合があり、また、逆に安保理が政治的理由によって関心を示さないことがあるためである。

国際社会に統一的な判断機関が存在しないという現状を踏まえれば、国際社会全体が分離を許容し、国家承認に至ったか否かという観点から判断せざるを得ない。

第2章 事例研究

はじめに、救済的分離の典型例であるバングラデシュ、コソボの事例、次に参考事例としてエリトリア、東ティモール、南スーダンの事例、そして分離が認められなかったカタンガの事例を検討する。

第1節 バングラデシュ

(1) 事実の概要

①背景

英国の植民地支配の終結により、1947年にインドとパキスタンが新国家として誕生した。パキスタンはインドを挟んで、西パキスタン（人口45%）と東パキスタン（同55%）から構成され、両地域はともにイスラム教という点では共通していた。しかし、言語的、文化的、民族的相違は大きく、西パキスタンではアフガニスタンやイランとの共通文化を持つ多数派のパンジャービー民族がウルドゥ語を使用していたのに対し、東パキスタ

ンはインド東部との共通文化を持つベンガリー民族が多数派で、言語もベンガル語を用いていた²³。東パキスタンでは中央政府によるウルドゥ語の使用強制に対して反発が高まっていた。

また、経済状況と産業開発における格差も大きく、独立当時には両地域は同程度の工業力を誇っていたが、1957年には東パキスタンは西パキスタンの半分にまで低下した²⁴。東パキスタンはインド向け輸出に依存していたが、1965年の第二次印パ戦争の結果、貿易構造が変化した。また、国内の産業構造も変化した。製品産業のうち70%が西パキスタンに位置するようになった。独立後の20年間で東パキスタンから西パキスタンへの富の移動は10億ドルに上り、予算の80%、開発ファンドの70%が西パキスタンに使われていたと推計される²⁵。

1970年以前は、軍や警察において東パキスタン人民の占める割合は10%前後であり、不当な不均衡を強いられていた。また、教育や福祉においても差別を被っていたとされる²⁶。

②内戦、インドの介入、独立

与党ムスリム連盟に対抗するため、1947年にアワミ連盟の前身であるアワミ・ムスリム連盟が設立された。1966年、アワミ連盟は「6か条綱領」を提示し、東パキスタンに一定の軍事力、課税・徴税権限、独自の外国為替制度と通貨制度を認める連邦制を要求した²⁷。1970年12月の国民議会総選挙では、アワミ連盟が過半数を獲得して、公約である「6ヶ条綱領」に基づく自治を要求した²⁸。

しかし、1871年3月パキスタン政府は選挙結果を受け入れず、議会の開催を無期限に延期した。これに反発して東パキスタンではデモやストライキが行われ、鎮圧のために中央政府から6万人の軍隊が派遣された。3月25日には、大規模な抑圧が行われ、戒厳令が発令された。

翌26日、アワミ連盟は「バングラデシュ人民共和国」として東パキスタンの独立宣言を行った。その後、ゲリラ戦に突入し、1000万人の難民がインドに流入したとされる。7月には国連事務総長が「国家の領域的統合と自決の対立はしばしば発生

しており、戦闘を過去にも引き起こして来た」とし、「平和と安全に対する潜在的脅威」であるととして憂慮を表明した²⁹。

12月3日、インドが内戦に介入し、第三次印パ戦争が勃発したことを受けて、国連事務総長は「国際の平和と安全に対する脅威」にあたることの確信を表明し、翌日から安保理において検討が開始された³⁰。安保理から問題を付託された総会は、事態を「国際の平和と安全に対する脅威」であると認定し、総会は即時停戦および軍隊の撤退を求めた（総会決議2793）。6日にインドはバングラデシュを承認し、17日に東ベンガルでパキスタン軍が降伏すると、アワミ連盟はインド軍の支援を得て実効支配を確立するに至った。21日には上記総会決議の内容を確認する安保理決議307が採択された。1972年2月までに24カ国が事実上の承認を、5カ国が法律上の承認を行った。国連加盟はパキスタンによる国家承認の後、1974年に認められた。

(2) 関係国の立場および国際社会の反応

アワミ連盟は議会の無期限延期を受けて、自治から自決に基づく分離独立へと要求を変えた³¹。

インドはバングラデシュの独立について自決原則を根拠として支持する一方で、介入の根拠を「侵略」に対する自衛権におき、パキスタン当局による抑圧的政策から逃れようとする大量の難民の流入を原因として、社会的、財政的、行政的抑圧を受けていることこそが「侵略」であると主張した³²。

パキスタンは、東パキスタンはパキスタン領域の不可欠な一部であり、その法的地位とパキスタン人民の奪うことの出来ない権利は、侵略行為および軍事占領によっては変更され得ないと主張した。そして、インドがパキスタン領域に侵略し、アワミ連盟を支援することでパキスタン領域の縮減を要求しているとして、インドを非難した³³。

国連では、国連事務総長が1971年8月に「国連東パキスタン救済活動」(UNEPRO)による人道支援を開始するとともに、早くから「国際の平和と安全に対する潜在的脅威」との認識を示してい

た。総会決議2793と安保理決議307は「国際の平和と安全に対する脅威」であるとの認定は行ったものの、バングラデシュ人民の自決権や権限移譲に関する言及はなく、東パキスタンにおける戦闘行為と難民に関する事態が、パキスタンの国内問題ではなく国際関心事項となったことを示すのみである。国連はバングラデシュの独立に関しては中立的であったのである。しかし、国連での議論においてはスリランカのように東パキスタンの分離を認めるべきであるとの主張もなされていた点が注目される。

(3) 事例の評価

学説には、バングラデシュは植民地的状況の限界値あるいはそれに準ずる状況であり、自決原則の適用によって分離独立が認められた事例であるとの評価がある一方で、本事例は既成事実として分離が認められたに過ぎないとの評価もある。

自決権に基づく分離の事例であるとする根拠として、ナンダはa) 地理的分断、b) 東パキスタンの多数派に対する人権侵害、c) 民族、言語、文化的相違や、経済的搾取および多数決による決定の拒否といった特殊な状況があったことを挙げ、このような場合には自決原則が領土保全原則に優越すると主張する³⁴。

これに対して、クロフォードは東パキスタンが「非自治地域」に準じて救済的分離論における自決の主体となりうることは認めるが、第一に国連が東パキスタンをそのように扱わなかった点、第二にインド以外の国家はインドによる東ベンガル占領以前には国家承認をしていない点を根拠としてバングラデシュの独立は既成事実の承認を構成するだけであると主張する³⁵。

バングラデシュの独立は確かにそのような一面はあるが、むしろ自決原則が伝統的な植民地の文脈から拡大されつつある過渡期の事例として評価すべきだろう。ナンダの指摘する地理的分断および種々の相違は本来、救済的分離論における人民の要件ではないが、伝統的枠組みに類似した事例として自決原則の適用を認め易くする要素であっ

た。東パキスタンにはパキスタンの飛び地領土で地理的分断があったために、独立国として独立するに十分な明確性を有していたと思われる。また、東パキスタン住民は政府の雇用における不当に少ない採用などの差別や、国民議会の無期限延期という不正義を被った。当該選挙は、東パキスタン住民が中央政府に対して自治を明確に要求したものであり、これを無視することは内的自決の侵害を意味する。さらに、直後のデモやストライキを鎮圧するためにパキスタン軍によってなされた人権侵害は、ヒンドゥー教徒、アワミ連盟のメンバー、学生などを集中的に狙ったものであり、その方法も拷問や恣意的逮捕など東パキスタンの自治ないし独立要求を抑圧することを目的としたものであった³⁶。人権侵害の重大性については、国連が「国際の平和と安全に対する脅威」と認定していることから伺える。これらの不正義からの救済として、東パキスタン人民は自決権に基づき独立が認められるべきであった。

インドの軍事介入の合法性の問題については立ち入らないが、東パキスタン人民は自決権の主体として独立する権利が認められるもので、それを促進したものが仮に違法なインドの軍事介入であったとしても、その結論に影響を与えるものではない。

第2節 コソボ

(1) 事実の概要

①背景

コソボはセルビア・クロアチア及びソロベニア王国の一部であったが、第二次世界大戦後、ユーゴスラヴィア社会主義連邦共和国(SFRY)がコソボに対する主権をブルガリアとアルバニアから回復し、1946年のSFRY憲法によってコソボをセルビア共和国内の「自治地域」とした。1963年の新憲法で、コソボは連邦の「自治省」とされ、連邦における権利を大幅に制約された。しかし、1968年の憲法改正により、共和国にも与えられる「社会政治コミュニティ」の地位が与えられたことで、セルビア共和国全体に関わる責務を除く共

和国に関する全ての活動に携わる権利が認められた。さらに1974年の新憲法で、コソボ自治省は連邦を構成する共和国とほぼ同等の地位を与えられた。そして、連邦大統領会議議長連番制、連邦議会を含む連邦政府への参加権が認められ、自らの憲法を制定し、中央銀行を設立するに至った³⁷。ただし、共和国とは異なり、分離権は明示的には認められなかった。これに対して、1981年にはコソボを分離権の認められる「共和国」とすべきであると主張する学生デモが発生したが、セルビア当局に鎮圧された³⁸。

コソボにおいては、アルバニア人は常に多数派であり、ほぼ全ての自治体においても同様であった³⁹。1974年まで、セルビア人のコソボ移住が奨励されていたが、実際の移住はあまり行われなかった⁴⁰。

②自治の剥奪、内戦

1980年代を通じてセルビア人とアルバニア人の対立が深まる中、セルビアのミロシェビッチ大統領がコソボの自治を縮小するセルビア憲法改正を目指したことを受けて、1989年2月にはコソボの自治権確保を求める工場労働者によるストライキが発生し、コソボはゼネスト状態に陥った。これに対して、連邦幹部会はコソボを連邦人民軍の管轄下に置き、指導者の逮捕と強制労働令の発布を行った⁴¹。

3月末にはセルビア軍の圧力のもと、コソボ自治州議会とセルビア共和国議会がセルビア共和国憲法の改正を可決したため、コソボは国防、安全保障、治安、国際協力、社会計画の分野における自治を失った。さらに、ミロシェビッチはコソボ議会を解散し、アルバニア人職員の解雇、コソボの公的事業のセルビア人等への売却などの差別立法を行った⁴²。

これに対して、コソボは1990年7月2日にセルビアからの独立宣言を行ったが、国家承認をしたのはアルバニアのみであった。

次いで1991年にはSFRYからの独立宣言を行い、1992年にコソボ議会および政府が選出され

た。1993年には住民投票が実施され、独立賛成が90%となった⁴³。

当初、コソボの地位に関する国際的関与はなされず、1991年の「EC旧ユーゴスラヴィア和平会議第一意見」は、「共和国」の地位が主題となっており、コソボについて言及していない⁴⁴。1996年のボスニア・ヘルツェゴヴィナ紛争を終結させたコンタクト・グループによる「デイトン合意」もコソボに関して言及しなかった⁴⁵。

他方、人権問題に対しては1992年以降、国連がコソボに関与するようになった。国連事務総長が1992年11月に提出した報告書は、コソボではアルバニア人、クロアチア人、ハンガリー人、イスラム教徒その他の少数者に対する差別があることを報告し、人権状況に対して重大な懸念を表明した⁴⁶。1994年には、国連総会は1993年に人種差別撤廃委員会が、コソボの状況が「民族浄化」を構成すると判断したことを想起して、アルバニア人に対する差別を非難した（総会決議49/204）⁴⁷。1994年12月、全欧安全保障協力会議（CSCE）はコソボにおいてアルバニア人の元警察官200名以上が逮捕され、拷問を受けたと報告した⁴⁸。1999年に至るまで、アルバニア人に対する人権侵害を非難する総会決議が4回採択された⁴⁹。

1998年3月、コソボにおけるアルバニア人勢力とセルビアとの間の武力闘争が表面化し⁵⁰、1990年に組織されたKLA（コソボ解放軍）によるアルバニア人勢力のテロ行為に対して、セルビア当局は掃討作戦を実行した⁵¹。安保理は、セルビア当局による市民への過度の武力行使と、KLAによるテロ行為およびその支援を非難し、「国連憲章」第7章に基づいて武器禁輸措置を決定した（安保理決議1160）。1999年には安保理はコソボの状況が、引き続き「地域の平和と安全に対する脅威」であることを認定し、両当事者の行為を非難した（安保理決議1199, 1203）。

1999年1月、ラカックにおいてセルビア警察および軍にコソボの民間人45名が殺害される事件が発生し、コソボ情勢の緊張が高まった⁵²。2月、NATOは空爆の脅威のもと、ユーゴスラヴィア連

邦共和国（FRY）に対し停戦を迫り、2月6日のランブイエ交渉でコンタクト・グループが和平案を提示した。和平案は、即時停戦、FRY軍の撤退、KLAの武装解除を規定し、コソボ住民による民主的自治を保障するとともに、合意から3年経過時に国際会議を開催して、コソボの地位を人民の意思に基づいて決定するという内容であった⁵³。3月18日、コソボはこれに同意したが、セルビアは同意せず交渉は決裂した⁵⁴。

③NATO空爆、安保理決議1244

3月24日、NATOは安保理の授權を得ずにFRYへの空爆を開始した。6月7日、ついにFRYはEUによって新たに提示された和平案に合意し⁵⁵、安保理はコソボの状況が「国際の平和と安全に対する脅威」であると認定し、「国連憲章」第7章に基づいてこの和平合意を確認した（安保理決議1244）。同月20日、FRY軍の完全な撤退後に空爆は停止された。

1989年から1999年までのコソボ住民の死者数は4000から1万2000人に上り、約80万人がアルバニアかマケドニアに逃れ、約50万人が国内避難民となったとされる⁵⁶。

④暫定統治、独立

安保理決議1244は、前文でFRYの主権を認めつつ、将来コソボの最終的地位が確定するまでの暫定期間について「国連コソボ暫定行政ミッション」（UNMIK）に無条件の権限を付与した。そして、「ランブイエ合意を十分考慮して」コソボにおける高度の自治および自治政府確立のための政治プロセスを開始し、最終的には政治的解決によって確立された機関への権限移譲を監視するものとした。

2005年に国連事務総長特別代表は、コソボの最終的地位に関するプロセスを開始すべきであると述べ、2006年にはセルビアとコソボによる最終的地位に関する交渉が開始された⁵⁷。しかし、9月、交渉中にも関わらずセルビア議会は、コソボはセルビア領土の不可分の一部であり、セルビア主権

の枠内で自治を付与されると規定した憲法を採択した。

2007年3月26日、アハティサリ特別代表は、セルビアはコソボの自治を主張し、コソボは独立を主張するのみで「互いに合意しうる可能性は尽きた」と報告し、「国際社会の監視下におけるコソボの独立」を「唯一の実行可能な選択肢」として勧告した⁵⁸。2008年2月17日、「コソボ共和国」が独立宣言を行い、翌18日には、英国、フランス、米国を含む7カ国が国家承認を行い、3月末までに計35カ国、2008年末までに計53カ国、2012年までに計96カ国が国家承認を行った⁵⁹。

これに対して2008年8月、セルビアはICJに対する勧告的意見要請を国連に要請した。2010年、ICJは「コソボ暫定自治政府による一方的独立宣言は国際法に従っているか」という問題について勧告的意見を示し、救済的分離論には踏み込まず、独立宣言という行為に対する禁止規範はないと結論づけた⁶⁰。

(2) 関係国の立場および国際社会の反応

セルビアは、一般論として救済的分離論は妥当しうるが、コソボは違法に併合されたわけではなく、住民自身がコソボ憲法の改正によって国家機能に参加しないことを決定したのであり、コソボには適用されないとする。また、立法および行政機能における文民統治権限はUNMIKにあり、「コソボ暫定自治政府諸機構」(PISG)は司法機能も果たしておらず実効性を有さないため、国家性基準を満たさないとする。なお、セルビアを支持するロシアは、これらに加えてコソボが「共和国」でないことを根拠に自決権の主体たり得ないと主張する⁶¹。

これに対して、コソボは救済的分離論に基づく分離権の行使であると主張する。コソボの独立を支持する国家の多くが同様に救済的分離論に立つが、一方で「特殊な事例」として分離が認められるとの立場に立つ国家もある⁶²。この特殊な事例論は、通常ではない歴史的状況を根拠として他の多民族国家における類似の独立宣言の先例とは

ならないことを強調する主張である。コソボの特殊な歴史的状況とは、a) SFRYの崩壊、b) コソボ住民に対する民族浄化など犯罪の存在、c) NATOの介入、d) 安保理決議に基づく国連による暫定統治、e) 特別代表による独立の勧告などを含んでいる⁶³。特に後者二つの要素の影響は大きく、米国は安保理決議1244以前にはコソボの独立を認めていなかったが、国連による関与が始まってから立場を変え、2005年には独立が認められることを示唆し、2006年にはプッシュ大統領が独立支持を表明した⁶⁴。

国連は1998年のコソボの自治剥奪の時点では関心を示していなかったが、1992年以降に人権問題として関与するようになり、人種差別撤廃委員会による「民族浄化」の認定により、セルビアを非難する総会決議を採択した。しかし、1998年に武力衝突が表面化してからも、NATOの空爆により両当事者が停戦合意に至るまではコソボの最終的地位に対する言及は行っておらず、国連は暫定統治に至るまでコソボの地位については中立を保っていた。

(3) 事例の評価

コソボ人民は自決権の主体である。FRY憲法およびセルビア憲法上、国家として独立しうる程度の領域的明確性を有していた。確かに、SFRY憲法上は「共和国」のみが分離権を有していたが、国際法上は一国の憲法によって分離権の有無が決定されるわけではない。また、「共和国」はSFRYが恣意的に決定したものであり、これに分離権の根拠を求めることはできない⁶⁵。1974年憲法では「共和国」とほぼ同等といえる広範な自治が認められていたのであって、「自治省」と「共和国」との差は形式的なものであって実体的なものではなかった。

次に、コソボ人民が被った不正義は、自治の剥奪と「民族浄化」と判断された人権侵害である。セルビアとSFRYの軍事的圧力の下で、コソボ議会が広範な自治を規定していた憲法の改正を可決させられたことは、コソボ人民の意思に基づく決

定とはいえ、内的自決の否定を構成する。しかし、より重要なのはセルビアおよびSFRY (FRY) 当局によるアルバニア人に対する人権侵害行為について、人種差別撤廃委員会が「民族浄化」と判断し、再三の非難決議につながったこと、さらに安保理が「国際の平和と安全に対する脅威」と認定したことで事態の重大さを示したことである。なお、両当事者による人権侵害行為があったが、国連は特に国家当局による人権侵害を重要視していたようである⁶⁶。自治を剥奪された1990年の独立宣言に対する国家承認はアルバニアのみであったが、「民族浄化」後のUNMIKによる暫定統治期間中に行われた2008年の独立宣言に対する国家承認が多かったことは、これらの要素が救済的分離において果たす役割が大きいことを示している。

そして、2008年の独立宣言の時点においては、コソボは実効性の要件を満たしていたとは言えない。しかし、安保理決議1244の履行過程でのUNMIKによる暫定統治、さらには国連監視下のもと権限移譲を受けたコソボ政府による統治はその実効性を補完するものと見なされたようである。

また、国際社会が「交渉が尽くされた」と判断するにあたり、特別代表による同様に認定は大きな意義を有した。

このように、コソボを「特殊な事例」たらしめる要素は、救済的分離論の要件を満たしていることを国際機関が認定、あるいは示唆したことにあると考えられる。したがって、特殊な事例論は、国際機関による認定をその要件とする救済的分離論の一類型であるといえる。

第3節 エリトリア

(1) 事実の概要

19世紀から20世紀を通じて、エリトリアはエチオピア帝国の周縁領域であった⁶⁷。その後、1890年にイタリアの植民地となり、1941年以降は英国の信託統治を受けていた。最終的な地位については米国、英国、フランス、ソ連によって決定されることになっていたが、4カ国は合意に達すること

が出来ず、問題は1948年に国連総会に付託された⁶⁸。1949年、総会は総会決議269に基づき、エリトリアの主要な政党や結社の見解の収集や地域住民のヒアリングを中心とした調査を行った。大多数のエリトリア住民がエチオピアとの政治的連合に賛成であるとの結論に至り⁶⁹、1950年にエリトリアはエチオピア王家の主権のもとで、連邦制を構成するものとされた（総会決議390-A）。1952年の英国による統治終了に伴い、エチオピアとの連邦制が成立し、米国を含む13カ国は共同声明によってこれを歓迎した⁷⁰。

1962年にエリトリア議会がエチオピアからの離脱を可決したことを受けて、エチオピアは連邦制を廃止してエリトリアを併合したが⁷¹、これに対する国連の反応はなかった。これをきっかけとして、1961年に設立されたエリトリア解放戦線（ELF、1970年にエリトリア人民解放戦線EPLFに改組）とエチオピア当局の間での内戦状態となった。この内戦は、1991年にEPLFがエチオピアのエチオピア人民革命民主戦線（EPRDF）を支援し、メンギス軍事政権を倒して、エリトリアの実効支配を確立したことでようやく終了した。

1991年7月エチオピアの全ての政党や結社が参加したとされる「平和および民主主義に関する会議」（アディス・アベバ会議）は、エリトリア人民が国際的な監視による住民投票によって、政治的な将来を決定する権利を有することを正式に承認し、12月にはエチオピアの暫定政権が住民投票を支援することを表明した⁷²。翌年には、「国連エリトリア住民投票検証監視団」（UNOVER）が設置された（総会決議47/114）。

1993年4月23日から25日にかけて住民投票が実施され、投票率98.5%で、99.8%が独立に賛成という結果であった⁷³。エチオピアや米国などは即座に国家承認をした⁷⁴。27日には暫定政府が独立宣言を行い、5月28日にはエリトリアの国連加盟が認められた（安保理決議828）。

(2) 関係国の立場および国際社会の反応

エチオピアは、エリトリアがイタリアの植民地

支配を受ける以前にはエチオピア領であり、9つのエスニック集団から成り立っていることから「エリトリア民族」なるものは存在せず、「人民」を構成しないと主張していた。仮に構成するとしても、1952年に連邦制を選択したことで自決権を既に行使しているとした。

これに対して、エリトリアはエチオピアによる安定的な領域的支配があったとは言えず、1952年の連邦成立は人民の意思に反したものであると主張した。さらに、1962年の事態は、エチオピアによる強制的な併合であり、エリトリア議会が真正な選択を表明したものであるとはいえず、自決権を否定したものであるとした⁷⁵。

国連は、1952年の連邦成立以降、1991年のアデイス・アババ会議に至るまで沈黙を守っていた。当初、連邦の成立を決定した国連総会決議390-Aは、住民の意思を尊重するよう定めた総会決議269に基づき、連邦の成立をもって自決権は行使されたとの解釈に立っていたようである。また、米国などの大国はエチオピアに対する軍事物資等の支援を行っており、エリトリアの分離独立が国際的に認められていたとは言えない⁷⁶。

しかし、1991年にエチオピアが住民投票を支持してからは、国際社会は住民投票を積極的に支援するようになった。

(3) 事例の評価

本事例は、1952年までの押し付けられた植民地独立の段階と、1962年以降の本来の意味での植民地独立の段階に分けることができる。第一段階では、総会決議269に基づいて住民の意思の調査が行われたが、住民投票は行われなかったために正確な人民の意思を計ることができず、国連が押し付ける形でエチオピアとの連邦制が成立することとなった⁷⁷。したがって、この植民地独立は本来の意味での自決権の行使を構成するものではなかった。

第二段階は、母国の同意のない一方的分離の事例と評価されることもあるが⁷⁸、アデイス・アババでの合意やエチオピア暫定政府による住民投票

の支持は「母国による同意」を構成するものであり、厳密には一方的分離の事例ではない。エリトリアは「併合」されたという不正義を主張しているが、エチオピアによる強制があったのかどうか定かではない。また、そのような強制があったとしても、国連が非難するような大規模人権侵害は発生していない。

本事例は、自決権の行使方法をめぐる対立により、植民地の独立実現が長引いてしまった事例であり、伝統的枠組みの中あるいはそのすぐ近くにある事例であるといえる。1952年以前にもエリトリアとしての独立を求める声はあり、国連においてもそのような提案もなされていた⁷⁹。自決権の行使方法を選択するために、住民投票の手法が望ましいことを示す事例である。

第4節 東ティモール

(1) 事実の概要

①非自治地域、インドネシアによる軍事介入

ティモール島の西半分はインドネシア領であり、東半分（東ティモール）はポルトガルの植民地であった。東ティモールは1960年の総会決議1542によって非自治地域として認定された。なお、総会決議1541は、非自治地域を「一見して、施政国から地理的に分離し、人種のおよび（または）文化的に異なる地域」とし、さらに追加的要素として特に「施政的、政治的、司法的、経済的、または歴史的性質」を考慮することができるとしている。その上で、非自治地域はa) 主権国家として、b) 独立国との自由な連合、またはc) 独立国との統合によって「完全な性質」の自治を達成できるとしている。

1974年のバラ革命以降、漸進的独立が目指されていたが、1975年8月には、即時独立を求める東ティモール独立革命戦線（FRETILIN）と、インドネシアへの統合を求めるティモール人民民主協会（APODETI）の間で武力紛争が発生した。8月26日には、ポルトガルは事実上統治責任を放棄し、ポルトガル人を引き揚げ、駐留軍や警察組織の解体を行った。9月10日にはFRETILINが全

土を掌握したが、国籍不明部隊の侵入を受け、APODETI側の勢力が一部を奪還した⁸⁰。11月、一方でFRETILINが「東ティモール民主共和国」として独立宣言を行い、他方でAPODETIを中心とする連合戦線もインドネシアへの統合を前提とした独立宣言を行った。これに対して、施政国ポルトガルは「非植民地化の過程の基本的原則（自決権行使のための人民の意思の尊重、各々の領域の特別な状況の考慮）に合致しない独立も第三国への統合の主張も認められない」と主張した⁸¹。インドネシアはFRETILINによる一方的独立宣言に遺憾の意を表明して、他の4つの政党による連合戦線を支持し、12月7日には東ティモールに対する軍事介入を行った⁸²。

以上の事態を受け、国連総会は「全ての人民の奪うことのできない自決と独立の権利」を承認するとともに、インドネシア軍による東ティモールへの軍事的干渉によって生じた決定的事態に対して深い憂慮を表明し、安保理に対して東ティモールの領域的統合および自決権を保護するために早急な措置をとるよう勧告した（総会決議3485）。さらに安保理は、インドネシア軍による干渉を強く非難し、ポルトガルが施政国としての責任を十分に果たしていないことについて遺憾の意を表明した（安保理決議384）。

②インドネシアによる併合

1976年6月、当事者間で住民投票の必要性が共通認識となる中で⁸³、インドネシアはAPODETI等による暫定政府から統合の要請を受けたとして、24日に事実調査団を派遣し、7月17日に東ティモールのインドネシアへの統合を定める国内法を制定した⁸⁴。

インドネシアは、統合によって自決権は行使され、これ以上国連において検討されるべきではないと主張した⁸⁵。これに対して、国連は12月、「東ティモール人民は自由に自決権および独立の権利を行使しえなかった」として「インドネシアに統合されたとの主張を拒絶」した（総会決議35/53）。

1977年、国連総会は「東ティモール人民の奪うことの出来ない自決と独立の権利と、当該権利の実現のための闘争の正統性を再確認」し、再度「インドネシアへの統合を拒絶」した（総会決議32/34）。その後、1978年から1981年までの間に、「東ティモール人民の自決権を再確認する」総会決議を4度採択した⁸⁶。

1983年、FRETILINはインドネシア軍によって200名の東ティモール人民が殺害され、人権侵害が拡大していると報告し、アムネスティ・インターナショナルもインドネシア軍に関する公的政策が拷問、裁判外の死刑、強制失踪、アタウロ住民の強制移住などを許容していると報告している⁸⁷。また、1989年と1990年には、人権委員会小委員会が、1988年末から行われているとされる多くの逮捕、拷問、即決死刑に対して遺憾の意を表明した⁸⁸。1991年、国連事務局は東ティモールにおける人権状況は改善されておらず、インドネシア支配に對峙した政敵に対する短期間の勾留や非人道的な扱い、拷問といった深刻な人権侵害が継続していることを報告した。さらに、デシリではデモ隊に対してインドネシア軍が発砲した暴力事件が発生した（サンタクルス大虐殺）⁸⁹。

③住民投票、独立

1998年、インドネシアはハビビ大統領が就任すると、国際的に受け入れ可能な解決策として、東ティモールに外交、財政、防衛、安全保障を除く広範な自治を認める特別の地位の付与を提案した。しかし、東ティモール民主共和国のグスマンはこれを拒否し、住民投票に基づく独立を主張した。同時期に、東ティモールにおけるインドネシアの主権に対して唯一、法律上の承認を行っていたオーストラリアは立場を変更し、住民投票への支持を表明した⁹⁰。

1999年5月、両国は住民投票について定める「自治協定」を締結した。その内容は、住民投票の結果、東ティモール人民がインドネシアへの統合に賛成の場合には、インドネシアは自治付与のための憲法的措置を開始し、ポルトガルは撤退しなけ

ればならない。逆に、独立に賛成の場合には、インドネシアは東ティモールとの連結を断ち、1976年以前の地位を回復させなければならない。そして、両国は独立に向けて国連への平和的な権限移譲に合意しなければならないというものであった⁹¹。

安保理は、住民投票の実施および準備のために「国連東ティモール・ミッション」(UNAMET)の創設を決定するとともに、「全ての暴力行為」⁹²を非難した(安保理決議1246)。6月18日、統合派と独立派は交渉の末、停戦と住民投票の結果を受入れることで合意した⁹³。

8月30日、比較的平和裏に住民投票が実施され、投票率は98.6%であり、78.5%が自治反対、独立賛成で、21.5%が自治賛成、独立反対と答えた。独立選挙委員会は、住民投票の公正性を確認した⁹⁴。

住民投票後、東ティモールの状況は悪化し、統合派民兵が独立派住民のみならず、UNAMETの現地職員をも攻撃の対象とするようになり、難民居住区やICRCに対する攻撃、住民の強制移住も行われた⁹⁵。9月、安保理使節団はインドネシア軍および警察の大部分が統合派民兵の活動に関与していたことをインドネシア防衛大臣が認めたと報告し、国際平和維持軍を受入れるようインドネシアに要求した。9月12日、ハビビ大統領が国際平和維持部隊の受け入れを表明したことを受けて⁹⁶、安保理は事態を「国際の平和と安全に対する脅威」と認定し、「国連憲章」第7章に基づいてオーストラリアを中心とする多国籍軍「東ティモール国際軍」(INTERFET)に「必要な全ての措置をとることを授権」した(安保理決議1264)。さらに、「国連東ティモール暫定行政機構」(UNTAET)の設立を決定し、東ティモールの統治に関し全般的責任を付与した(安保理決議1272)。

2001年、東ティモールの独立の日程が2002年5月20日に決定され、UNTAETに代わり、2002年に国連東ティモール支援団(UNMISSET)が創設された(安保理決議1410)。

2002年5月、国連の暫定統治が終了とともに「東ティモール民主共和国」として独立し、国連は独立を歓迎し(総会決議56/283)、9月には国連加盟

が認められた。

(2) 関係国の立場および国際社会の反応

施政国ポルトガルは国連の認定に従い、東ティモールの自決権を尊重しており、インドネシアによる軍事干渉および併合を施政国としての立場から拒絶した。しかし、独立派と統合派間の内戦およびインドネシアによる軍事介入に対しては、施政国としての責任を果たさなかった。

インドネシアは当初、東ティモールへの軍事介入と併合について、施政国ポルトガルの怠慢と東ティモール人民による要請とをその根拠とし、介入により東ティモールの自決権の行使は達成されたと主張していた⁹⁷。しかし、90年代にインドネシアによる人権侵害に対して国際的な憂慮が示されるようになり、政権交代後のハビビ大統領によって住民投票のための合意が締結された。

国連は、東ティモール人民の自決権を承認し、かつ自決権のための闘争の正統性を承認するとともに、インドネシアによる軍事干渉を非難し、東ティモールの併合を拒絶している。そして、1991年のサンタクルス大虐殺以降、人権委員会などが東ティモールにおける人権侵害に対して憂慮を表明するようになった。そして両国による「自治協定」締結後、国連は住民投票および独立にむけて大きな役割を果たすようになった。安保理が「国際の平和と安全に対する脅威」とであると認定したのは、住民投票後の統合派による暴力が増加し、ハビビ大統領が国際部隊の受け入れを表明した後であった。また、多くの国はインドネシアによる併合によって東ティモール人民が自決権を行使したとは考えていなかった⁹⁸。

(3) 事例の評価

東ティモールの事例は、ポルトガルからの植民地独立と、インドネシアからの救済的分離という二つの段階に分けられる。第一段階では、国連によって非自治地域として自決権を認められた東ティモール人民は、伝統的枠組みの中で十分に独立を達成しうるはずであった。しかし、主権国家と

して独立するのか、第三国インドネシアと統合するのかという自決権の行使方法をめぐって内戦が勃発し、インドネシアが軍事併合したことで第二の段階へと移った。

インドネシアが介入および併合の要請を受けたとする「東ティモール人民」とは、APODETIなどの統合派政党と暫定政府を指している⁹⁹。独立派のFRETILINも国際的に承認された政府ではないが、「暫定政府」はインドネシアの軍事介入直後に樹立されたものであり、東ティモール人民を代表しているとはいいがたい。したがって、正当な要請とはいえ、インドネシアの行為は侵略行為による違法な併合である。これは、東ティモール人民の自決権の否定といえる。国連も侵略とは言わないまでも、人民の自決権を再確認するとともに、干渉行為を非難し「統合」を明確に拒絶している。

しかし、この時点では未だ独立派の「東ティモール民主共和国」を承認したのはモザンビークのみであり、国連もこれを承認したわけではなかった。国連は東ティモールの自決権の行使方法については、中立を保っていたのである。1980年代末に、インドネシアによる人権侵害が表面化し、1999年の合意に基づく住民投票によって東ティモール人民の意思が明らかになって初めて、独立に向けた暫定統治を行った。

本事例では、「非自治地域」として国際社会が東ティモール人民の自決権を認めていたが、中立の立場から住民投票によって人民の意思を踏ることを目指しており、人権侵害が表面化されてからも東ティモール民主共和国を国家承認する動きはなかった。早期に国家承認がなされたバングラデシュやコソボの事例と異なり、独立派と統合派を外部から区別することが困難であったためであると考えられる。バングラデシュの場合には、地理的分離により「東パキスタン住民 対 パキスタン中央政府」という構図が明確であり、コソボの場合も「コソボ自治省のアルバニア人 対 セルビア」という構図があった。しかし、本事例の場合には「東ティモール住民 対 インドネシア」

という構図が見えにくかった。インドネシアが軍事干渉と併合を進め、統合派民兵を支援したことで、東ティモール全体で独立派が多数派であると外部から見る事が出来なかったのである。そこで、住民投票によって東ティモール人民の意思を明確にする必要性が生じたものと思われる。仮に、インドネシアが介入する以前にポルトガルによる住民投票が行われていれば、状況は違ったかもしれない。

第5節 南スーダン

(1) 事実の概要

①第一次 スーダン南北内戦

12、3世紀からスーダンへのアラブ人の継続的な移住が始まり、現在では人口約3700万人中アラブ人が40%を占める。第一次世界大戦後、英国はアラブ民族運動の波及を防ぐために、南北分離政策によるエジプト人および北部スーダン人の南部への立ち入りを制限し、南部でのアラブ的要素の一切を禁止した。その後、南北統合政策へ転換されてからも、北部はイスラム教とアラビア語中心であるが、南部ではキリスト教や伝統宗教が主であり、英語が用いられている。なお、南部住民は全人口の約34%を占める¹⁰⁰。

1899年以来、スーダンは英国とエジプトの共同統治領であったが、1953年に自治が認められ、1955年に「スーダン共和国」として独立した。しかし、独立とほぼ同時に第一次スーダン南北内戦が勃発した。

1955年8月、南部の綿織物工場で、南部住民の解雇に抗議するデモ隊と治安部隊が衝突し、さらに南部出身兵士が命令遂行を拒否して反乱を起こしたことで、南北内戦が勃発した。1956年1月には、北部が政治利用していたジャズィーラ地帯の役人や警察が、南部の農民たちを虐殺する事件が発生した（ジャウダの大虐殺）。これ以降、南部では自治要求が高まった¹⁰¹。

1960年代には南部では分離独立を要求するスーダン・アフリカ民族同盟（SANU）が設立され、そのゲリラ組織アニャニャを中心に内戦が行われ

た。スーダン政府はアニャニャに対する強硬路線をとり、住民の虐殺を行った。その後、南北内戦が激化を受けて、ヌメイリー大統領は南部3州への自治付与を決定し、1972年南部スーダン解放戦線（SSLF）とスーダン政府は「アデイス・アババ協定」を締結して、第一次南北内戦は終結した¹⁰²。

②第二次 スーダン南北内戦

1970年代には、国民生活の破綻からヌメイリー大統領への反発が高まっていた。ヌメイリーはウガンダ人難民の南部流入を機に、親北部派のアベル・アリエルを南部大統領に復帰させた。1980年には南部議会を解散し、自治を剥奪した。南部に対して、北部への同化とイスラム化政策を進め、1983年にはイスラム法シャリーアを施行した。これに対して、1983年5月にスーダン軍に吸収されていた元アニャニャ兵士が反乱を起こし、第二次スーダン南北内戦が勃発した。7月には、反乱軍¹⁰³がスーダン人民解放運動（SPLM）を設立し、その軍事部門としてスーダン人民解放軍（SPLA）を組織した。内戦の激化を受けて、1985年には南部へのシャリーアの適用が中止された¹⁰⁴。1980年代、90年代を通して、スーダン政府はSPLAの最高指導者ジョン・ガランの出身民族であるディンカ人と敵対関係にある諸民族を煽ることで南北内戦を民族紛争化した¹⁰⁵。

国連は1988年の総会決議43/3および43/52に基づき、1989年からUNICEFを中心にNGOの参加による人道支援を開始し¹⁰⁶、1992年から1999年にかけて毎年、スーダンにおける重大な人権侵害に対して憂慮を表明する総会決議を採択した¹⁰⁷。特に1994年は「1985年の内戦の再燃以来、最も深刻な人道的危機」であり¹⁰⁸、1988年から1996年までに50万人から150万人の人々が戦闘や干ばつで命を失った¹⁰⁹。国連は、裁判外での処刑、勾留、強制失踪、強制労働、少年兵の利用などに加え、1996年にはスーダン政府による文民に対する無差別空爆に対して憂慮を表明している。また、南部の人種および民族、宗教的な少数者の奴隷売買がスーダン政府公認のもと行われていたとされる¹¹⁰。

③包括的合意、住民投票、独立

2002年7月、スーダン政府とSPLAは「マチャコス議定書」に調印し¹¹¹、2005年1月にはこれと他の議定書をまとめた「包括的和平協定」¹¹²が締結された。これにより、6年間の暫定期間終了後の2011年に実施される住民投票によって、スーダンから分離独立するか否かが決定され、暫定期間中は南部スーダン政府に自治権が付与されることとなった。さらに、国民統一政府が新設され、バシール・スーダン大統領が国家元首となり、SPLMのガラン議長は南部大統領兼国民統一政府の副大統領に就任し、スーダン政府軍とSPLM/Aはそれぞれ軍隊を維持するものとされた。また、南北で異なる通貨を用いるものとされ、イスラム法は南部には適用されず、北部においてもムスリムのみに適用されるように憲法を改正するものとされた。富の分配についても規定され、石油資源が豊富なアビエイ地区は特別な行政上の地位が与えられ、南スーダンとは別の住民投票によってその将来の地位が決定されるものとされた。

これを受けて安保理は、スーダンの状況を「国際の平和と安全に対する脅威を構成する」と認定し、暫定期間に両当事者を支援するために「国連スーダン使節団」（UNMIS）の派遣を決定した（安保理決議1590）。

7月には南北合同の暫定政権が発足し、2011年に実施された住民投票の結果は、投票率97.58%であり98.83%が独立賛成というものだった¹¹³。南部は7月9日に「南スーダン共和国」として独立し、UNMISは活動を終えた（安保理決議1997）。

（2）関係国の立場および国際社会の反応

南部は、住民投票が行われるまで独立宣言は行わなかったため、他国からの国家承認の問題は生じなかった。国連および諸外国は、国内問題であるとして南北内戦については中立を保ち、人道支援を行うのみであったが、2004年のダルフール紛争と2005年の「包括的和平合意」締結後は、住民投票による南部の地位決定に向けた動きを支持し、暫定期間の安定を保持しようとした。

(3) 事例の評価

本事例は、南部勢力による一方的な独立宣言はなされず、合意に基づく住民投票を経て独立に至ったため、厳密には一方的分離の事例ではない。しかし、仮に南部が一方的独立宣言を行った場合には、救済的分離の事例となりえた。

南スーダンでは第一次内戦を経て、自治を獲得しており、領域的な明確性は十分であった。また、スーダン政府は、1980年に南部議会を解散して自治を剥奪し、多くがキリスト教や土着信仰を信仰している南部の住民に対して、イスラム法シャリアを適用して体罰的刑罰を課すなどの内的自決の否定を行い、さらにスーダン軍による南部住民への無差別空爆などの大規模な人権侵害を行った。これに対して、政府による重大な人権侵害について憂慮を表明する総会決議が複数回採択されている。

しかし、南部住民の独立の意思は明らかとは言えなかった。南部勢力の中心であるSPLMはもとも「スーダン全体」の解放を目標としており、初めから分離を目的としていたわけではなかった¹¹⁴。また、スーダン政府が南部の部族対立を煽り、南部住民の間でも対立が生じていたため、外部から南部住民全体が独立を求めていると判断することはできなかった。したがって、本事例においても国際社会は住民投票により人民の意思が明らかにされるのを待つほかなかった。仮に南北内戦が部族対立によって複雑化する前に、南部が一方的独立宣言を行っていれば救済的分離として正当化された可能性がある。

第6節 カタンガ

(1) 事実の概要

①背景、カタンガの独立

19世紀半ばにベルギーの植民地となったコンゴでは、1958年から独立運動が高まりを見せていた。コンゴは主要4部族と多数の少数部族からなるモザイク的植民地であり、独立運動もこれらの部族に基礎をおく政党によって行われた¹¹⁵。1960年6月30日にコンゴが独立を達成した際の国家構造は

中央集権的な単一国家の共和制とされたが、各州には独自の州政府と州議会が設置された¹¹⁶。

7月6日、首都レオポルドヴィルでコンゴ軍が、将校をベルギー人からコンゴ人に代えるよう求めて反乱を起こし、その混乱がカタンガまで拡大した。10日、ベルギーはカタンガ州首相チヨンベの要請を受けて、ベルギー人の保護を目的として軍事介入を行った。ベルギー軍がコンゴで軍事作戦を遂行する中、11日にカタンガ州の分離独立が宣言されたが、国家承認は全く行われなかった¹¹⁷。

②国連の介入、中央政府の分裂

コンゴ政府の要請に基づき、安保理は緊急会議を開催し、7月14日にベルギー軍の撤退を要請するとともに、コンゴに対する軍事支援を決定した（安保理決議143）。8月9日の安保理決議146は「国連軍のカタンガ州への入域が先の決議の履行のために不可欠である」と宣言し、国連軍が進駐した。

コンゴ首相ムルンバは国連事務総長に、国連軍によるカタンガ攻撃の要請を拒否されたため、コンゴ軍によるカタンガ攻撃を計画した。9月5日、これに反対するカサヴブ大統領はムルンバを解任した。これに対してムルンバもカサヴブを解任し、中央政府は混乱に陥った。さらに、14日にはコンゴ陸軍参謀長モブツ大佐がクーデターを起こし、レオポルドヴィルで委員会内閣を組織した。カサヴブは委員会内閣に理解を示したが、ムルンバは承認せず、12月1日に逮捕された。

このようにして成立した委員会内閣に対し、12月12日にムルンバ派の元副首相アントワヌ＝ギゼンガがスタンレーヴィルで新政府の樹立を宣言したため、コンゴにはレオポルドヴィル政権とスタンレーヴィル政権の二つの中央政府が対立するに至った¹¹⁸。この時点で、分裂する中央政府とカタンガという三つ巴となったのである。

1961年2月9日、レオポルドヴィル政権とカタンガが協力する中でムルンバが殺害された。21日、安保理はムルンバ殺害に対して遺憾の意を表明し、「国際の平和と安全に対する脅威」および

「コンゴの統一と領域的統合」に言及した上で、「国連が内戦を防ぐために最後の手段として必要であれば（中略）武力行使をも含む全ての適切な方法を即時にとる」よう促した（安保理決議161）。

③ 挙国一致内閣 対 カタンガ

7月16日、カザヴブは特別国会を開催し、カタンガ以外のスタンレーヴィル派と共に8月2日にはシジル＝アドウラを首班とする挙国一致内閣を発足させた。これをもって、中央政府の分裂は終了し、中央政府とカタンガの対立という構図に戻った。アドウラはカタンガとの交渉のため、8月26日の州首相会議へのチョンベの出席を要請したが、実現しなかった。

8月、国連軍は「ランパンチ作戦」を実行し、カタンガ憲兵隊の外国人将校らを逮捕した。これに対して9月、カタンガは国連軍に対する「カタンガの全人民的抵抗」を組織する構えをみせたが、国連事務総長乗機の墜落事件を経て、一時小康状態となった。

11月24日、安保理は「カタンガ政府が現在行っている分離主義活動および武力行為を遺憾とし、かつ、カタンガは『独立主権国家』であるとの要求を完全に拒否する」と述べ、事務総長に対し「必要な場合には武力措置の行使を含む強硬な行動」を行う権限を与えた（安保理決議169）。12月21日、国連軍による攻撃を受け、カタンガはコンゴの不可分を認めるに至った¹¹⁹。

コンゴ中央政府とカタンガ間の交渉が重ねられ、1962年には国連事務総長が「国民和解計画」を提示した。これは、カタンガに広範な自治を認め、ユニオン＝ミニエール社の納付金、税収、外貨収入を中央政府とカタンガとで折半するという内容であり、履行しない場合の制裁についても規定されていた¹²⁰。両者は一旦これを受入れたが、カタンガと国連軍との衝突は後を絶たず、カタンガには履行の意思がないものと思われた。12月27日、国連軍による最終的な攻撃が開始され、1963年1月14日にカタンガは分離の終結を宣言し、18日

にはカタンガ全域が国連軍に委ねられた¹²¹。

（2）関係国および国際社会の反応

カタンガは、カタンガを共産主義化しようとするコンゴ中央政府を非難し、自決権に基づく独立の承認を要求していた。これに対してコンゴは、カタンガ住民の圧倒的多数は分離に反対しているとし、ベルギーによる侵略行為に対して自衛のために国連の協力を要請していた¹²²。

国際社会は、ベルギーの介入行為を明確に「侵略」として非難するのを避けた。また、カタンガを主権独立国と承認した国家は存在せず、コンゴの領土保全の問題について触れずに現実的解決を図ろうとしていた¹²³。そして、中央政府が分裂しムルンバが殺害されると、国連は内戦勃発を防ぐために軍事介入を行った。その後、挙国一致内閣の成立によって中央政府の分裂状態が終わると、カタンガの分離を明確に否定するようになった。

（3）事例の評価

ウティ・ボシデティス原則に基づき、植民地独立を果たしたコンゴの領土保全が尊重され、領土保全原則と自決原則の相克において、領土保全原則が優位した事例である。

カタンガは自治を認められた州であり、中央政府によるカタンガ住民に対する人権侵害や自治の剥奪等があったとの報告はない。カタンガはベルギー資本であるユニオン・ミニエール社によってコバルトや銅などを輸出しており、他地域よりも経済的には優位な地域であった¹²⁴。したがって、中央政府からの不正義があったとはいえ、救済的分離論に独立の根拠を求めることはできない。本事例では、国連も明確に分離運動を否定しており、カタンガを支持する国家は存在しなかった。

仮にカタンガ住民の真正な分離の意思が表明されていたとしても、選択理論に根拠をおくことは妥当ではない。不正義の存在こそが、自決原則を領土保全原則に優位させる要因であるべきである。そうでなければ、コンゴで最も富を有していたカタンガが一方的に分離することで、コンゴ全

体の住民の意思に関わらず、富を奪われることになるからである。

第3章 救済的分離の基準

ここまで「救済的分離論」の出現期のバングラデシュの事例、そして過渡期のコソボ事例について検証してきた。そして、母国と分離実体の間の同意に基づく住民投票によって独立を達成したエリトリア、東ティモール、南スーダンの事例を検証し、一方的分離が認められなかったカタンガの事例を見てきた。ここでは、以上の検証結果を踏まえて、救済的分離の基準を抽出する。

(1) 実体的基準

①人民

救済的分離の主体となる「人民」とは、国家として独立するに十分な明確性を持った領域に連結した集団で、かつ国家から不正義を被っている集団である。第1章で述べたように、集団が一つの民族や人種、あるいは言語または宗教グループを構成している必要はないことが確認できる。例えば、南スーダンの事例において、かつて自治が付与された南スーダンという一定の地域の住民は、自治の剥奪や重大な人権侵害を被ったことをもって「人民」として認識されるのであって、彼らが一つの民族や人種、各種グループを構成するからではない。

a) 領域的明確性

分離しようとする集団が主張する領域は、客観的に区別しうる国内的境界を有する地域、すなわち国家として独立するに十分に明確な地域でなければならない。バングラデシュの事例のような地理的遠隔性は必ずしも必要ではない。

領域的明確性は一般的には、「州」や「共和国」といった国内的な名称から推定される。エリトリア、南スーダンの事例は、過去に自治が付与されていた州である。しかし、必ずしも名称に拘束されるわけではない。コソボの事例のように、名称は憲法上明文で分離を認められた「共和国」

とは異なる「省」ではあったけれども、自前の憲法と議会を有し、実際に自治を行っていたという実体から領域的明確性が認められた場合がある。

b) 不正義

人民が国家によって被った不正義には、内的自決の否定と大規模な人権侵害の両方が必要である。

内的自決とは、人民が自由に自身の政治的および経済的レジームを選択する真正な自治の権利であり、主権国家の「全人民」に認められる権利である¹²⁵。通常、選挙を通して人民は意思を表明すると考えられることから、バングラデシュの事例のように母国が選挙結果を正当な理由なく無視し、議会開催を無期限延期するような国家の行為は内的自決の否定に当たる。また、一旦与えた自治の剥奪、特にセルビア憲法およびコソボ憲法の改正を武力で強制し、コソボ議会の解散を行ったセルビアの行為などもこれに含まれる。南スーダンの南部議会もスーダン政府によって解散させられている。なお、東ティモールの事例は、人民の外的自決の行使方法を自由に決定する権利をインドネシアが奪ったという意味で本来は外的自決の否定が発端であり例外的な事例である。

しかし、内的自決の否定のみでは救済的分離は認められない。国民議会の無期限延期直後のバングラデシュの独立宣言に対して国家承認を行ったのはインドのみであり、自治剥奪直後のコソボ対してもアルバニアのみであった。また、国連も内的自決の否定のみの段階では、中立を保っていた。

国際社会は、度重なる人権侵害の報告、特に政府軍による虐殺や「民族浄化」といえるような大規模な人権侵害があり、かつ国連が憂慮を表明したり、非難したりする段階になってようやく一方的分離を認めうる。特に、コソボの事例においては人種差別撤廃委員会が「民族浄化」を構成すると判断したことが大きな意味をもった。また、いずれの事例においても安保理は「国際の平和と安全に対する脅威」との認定している。

国際社会はこのように安保理や国連による認定を待って救済的分離を認めてきた。しかし、南スーダンの事例では、2004年のダルフール紛争が生じて初めて「国際の平和と安全に対する脅威」との認定がなされ、他の事例に比べてその認定が遅れたため、安保理による認定は必ずしも確実な基準とはいえない。

②分離の意思

救済的分離が認められるためには、人民の分離の意思が明確でなければならない。そして、人民の意思は他国および母国からの干渉を受けることなく、「自由に」表明されたものでなければならない。また、本来付与されるはずの自治が付与されないという事実は、分離の意思があるものと推定される。

コソボの事例は、本来与えられていた自治が剥奪された事例であり、分離の意思の存在が推定されていた。その後、UNMIKの暫定統治下でセルビアとの交渉において正統な代表とされたコソボ代表が一貫して分離を主張していたことで、分離の意思の存在が確認されたと考えられる。またバングラデシュの事例は、1971年の国民議会選挙において自治を要求するアワミ連盟が圧勝し、本来与えられるべき自治が付与されなかった事例である。南スーダンの事例も民族紛争によって内戦が複雑化したために、人民の意思を明確化するために住民投票が実施されたが、1980年の南部議会解散によって1971年に獲得した自治が剥奪されたのであり、人民の分離の意思は存在するものと推定されるべきであった。これらに対し、東ティモールの事例ではインドネシアの介入により、自決権の行使方法について人民は「自由に」意思を表明できなかった。

③実効性

国家として分離独立するためには、国家性要件をみたさなければならない。すなわち、a) 永久的住民、b) 明確な領域、c) 政府、d) 外交能力の4要件¹²⁶、あるいは政府と外交能力を合わせて実効

的政府という要件と考える場合には3要件である。このうち、a) 永久的住民およびb) 明確な領域は「人民」の概念に含まれるものである。問題となるのは、実効的政府の要件である。この要件は、「国内法を自主的に制定し、これにより国内秩序維持のために国家管轄権を具えた統治組織が事実上確立されて」おり、かつ「高度の対外政策に関する公汎な事項について、外国の組織的かつ恒常的な支配に従属することなく、自主的に外交関係を処理できる能力」を備えていなければならないというものである¹²⁷。

実効性要件は救済的分離の場合には、伝統的な植民地独立よりも柔軟に解釈されるべきである。植民地独立の場合には、国連による信託統治地域または非自治地域の認定により、自決権に基づく独立が保障されるので、独立宣言は国連の暫定統治や施政国の統治後、実効的政府を伴った後に行われる。しかし、一方的分離の場合には、国連による保障はなく、母国の不正義により実効的政府を持つことが困難な状況下でも独立宣言を急ぐものと考えられる。そして、そのような場合でも国際的支援等がある場合には国家として認められる。

バングラデシュの場合には、バングラデシュの要請に基づき、治安維持および国境警備をインド軍に頼っていた。また、コソボの事例では外交能力は国連特別代表に与えられていたが、自治に向けた権限移譲が進行しており、国際的な支援のもと実効的政府を有する見込みが非常に高い中で、独立宣言がなされ多くの国家承認を得た。このように、他国の支援を受けていたとしてもこれが人民の意思に基づく場合、または国連による暫定統治機関からの権限移譲が進行中である場合には、本来分離実体が満たしていない実効性が補完される。

(2) 手続き的基準

救済的分離が認められるためには、分離実体と母国の間で交渉が尽くされ、不正義からの救済が他の方法によってはなし得ず、分離が最後の手段でなければならない。すなわち、上記の不正義が

改善されうる場合には、原則として救済的分離は認められない。特に、無期限延期された議会の開催や自治剥奪以前の地位を認める憲法改正のように、自治の改善が行われたことが外部から明らかに認められるような場合には、分離は認められない。とはいえ、自治の付与または回復がなされたとしても、民族浄化のような大規模人権侵害が継続するような場合には救済的分離が認められるべきである。したがって、内的自決の否定および大規模人権侵害の両方について改善が行われなければ、国家による不正義の改善があったものとは認められない。

母国による不正義が改善されうるか否かは、国連による再三の人権侵害の非難、憂慮表明や、「国際の平和と安全に対する脅威」の認定の有無をもとに判断される。特に、救済的分離の典型と考えられるバングラデシュおよびコソボを含む4つの事例において、安保理によって「国際の平和と安全に対する脅威」の認定がなされており、この認定が持つ意味が大きいがわかる。

さらに、コソボの事例では国連特別代表が交渉決裂を認定し、分離を最後の手段として勧告した。米国など「特殊な事例」としてコソボを国家承認した国家は、このような特別代表の認定があったことをその「特殊な」要素の一つとして挙げているが、実質的には国連による認定を手続き的の要件としているとみることが出来る。

しかし、国連は全ての地域の人権侵害に対して、常に同程度に反応するわけではない。したがって、国連の関与は考慮材料にはなるが、絶対的な要件ではなく、個別具体的な事情を考慮して判断されるべきである。

第4章 現代の分離運動

以下では、第3章で抽出した救済的分離論の基準を用いて、近年の分離独立運動の分析および評価を行う。2014年から2015年に、住民投票又は独立宣言が行われたことで問題が顕在化したクリミア、カタルーニャ、スコットランドの事例を扱う。

第1節 クリミア

(1) 事実の概要

①背景

クリミア半島は1783年にロシア帝国に併合され、1921年にソ連内のクリミア自治ソビエト社会主義共和国となり、1948年にロシアの一つの「州」とされた。そして1954年にはウクライナに移管され、クリミア自治ソビエト社会主義共和国となった¹²⁸。民族構成は人口約181万人中、2001年のウクライナによる調査によればロシア人が58.3%、ウクライナ人が24.3%、先住民族のタタール人が12%であり、ロシア人が多数派である¹²⁹。

1990年代から分離独立運動が活発化し、1991年には独立宣言もなされたが、直後にウクライナはこれを無効とした。この事件をきっかけに、クリミアは公用語にロシア語を加えさせるなどのウクライナの融和策を引き出した¹³⁰。そして1992年、ウクライナ憲法によって安全保障、外交以外の他国との経済、社会および文化的関係を結ぶ権限が認められた。1994年に分離派のメシコフがクリミア大統領となると、翌年にはウクライナはクリミア大統領職を廃止した。しかし、クリミア住民はこれを支持したため、これ以降の分離運動は下火になった¹³¹。その後1996年、ウクライナで新憲法が成立し、「クリミア自治共和国」と名称を変え、独自の憲法と最高会議をもつことが明記された¹³²。

当初、ロシアはクリミアの分離を支持していたが、1991年以降はOSCEなどからの非難を受けて関与しなくなった。しかし、1993年にはロシアはウクライナのクリミア領有権に疑問を表明した。これに対してウクライナは問題を安保理に通報したため、安保理議長はウクライナの領土保全と国境の尊重を支持する声明を発表した¹³³。1998年にウクライナ議会とロシア議会は条約を締結し、クリミアとセヴァストポリが法律上、ウクライナの一部であることを認めた¹³⁴。

②ウクライナ政変とクリミアの独立の試み

2013年、ウクライナとEUとの関係強化を目的と

した連合協定の調印交渉が順調に進んでいたが、11月、ヤヌコーヴィッチ大統領は調印を延期した。当時、約1500億ドルの債務を抱えていたウクライナは、代わりにロシアからの約150億ドルの融資受け入れを発表した。このような親ロシア政策に対して、親西欧派勢力によるデモが発生し、ウクライナはデモ規制法を採択し、治安部隊による武力弾圧を行った。2014年2月にキエフ近郊で大規模な衝突が発生すると、2月22日に大統領は官邸を放棄し、23日には反政府勢力による臨時政権が成立した。臨時政権は、ロシア語を禁じる法案を復活させたが、EUなどの非難を受けて撤回した¹³⁵。

2月27日、クリミアの首都シンフェロポリで親ロシア派の武装集団が政府と議会を占拠した¹³⁶。翌28日にはセヴァストポリ¹³⁷に多数の武装集団が侵入し、占拠した。ウクライナはこれをロシア軍による「侵攻」であると主張したが、ロシアは否定した¹³⁸。しかしその後、ロシアはクリミアへの軍事介入を決定した¹³⁹。

3月1日、クリミアのアクシヨノフ首相は全武装勢力の掌握を宣言し、ロシアに支援を要請した。さらに、ウクライナ当局の命令を拒否してクリミア住民への忠誠を誓ったベレゾフスキー海軍少将を司令官として、新たに国防省を創設した。そして11日、クリミア議会は独立宣言を採択した。これに対して、ウクライナはその効力停止に関する大統領令を発した。

16日、クリミア議会の決定に基づき、連邦構成体としてロシアに編入するか、または1990年代のような広範な自治を有してウクライナに留まるかを問うクリミア全住民投票が実施された。結果は、投票率83.1%で、ロシアへの統合賛成が96.77%であった。翌17日、クリミア議会は独立と主権国家の樹立を宣言し、ロシアに編入を要請した。ロシアのプーチン大統領は直ちに国家承認を行い、18日「クリミア・セヴァストポリの編入に関する条約」に調印した¹⁴⁰。21日には新たに連邦憲法を制定するとともに、連邦憲法65条を改正してクリミア共和国をロシアの一部であると規定した¹⁴¹。

ウクライナの要請で開催された安保理の審議¹⁴²

では、米国が提出した当該住民投票の無効を宣言し、全ての国家に対して住民投票の結果を認めないように呼びかける決議案は、ロシアの拒否権行使により採択されなかった¹⁴³。これを受けて、27日には「ウクライナの主権、政治的独立、国際的に認められた国境における統一と領域的統合を確認」し、住民投票を違法とする総会決議68/262が採択された。

(2) 関係国の立場および国際社会の反応

ロシアは以下のように主張する。第一に、1954年に民族構成を考慮せずにクリミア州およびセヴァストポリをウクライナに移管したことは、当時の憲法に違反していたと主張する。第二に、ロシア大統領はウクライナで軍隊を使用する権限を連邦院から得たものの、実際には行使しておらず「侵攻」はしていないとした。そして、第三にクリミア議会の独立宣言に援用されているように、独立および編入は民族自決権に則っていると主張した。自決権の行使として分離独立が認められるためには、「人的犠牲」という点で例外的な「特殊な事例」である必要はなく¹⁴⁴、ロシアは住民投票により正しく表明された住民の意思を尊重して編入したと主張する¹⁴⁵。

クリミアは、その独立宣言で国連憲章およびその他の国際文書、ICJのコソボの一方的独立宣言事件勧告的意見に言及する¹⁴⁶。クリミア側の発言は資料が少なく、実際のところ根拠をどこにおいているのか不明であるが、ロシアと同様の主張を有していると考えるのが自然である。

これに対して、ウクライナは、ロシアの「侵攻」によるクリミアの強制的な併合は国際法に違反し、1998年条約を含む国際法上保証された独立、主権、領域的統合が侵されていると主張する¹⁴⁷。

国際社会は一貫してウクライナの立場を支持し、クリミアの独立およびロシアへの編入を承認していない。EUと米国は、ロシアが実効支配を高める中で、政府高官などの資産凍結やビザ発給制限、渡航禁止などの段階的な制裁措置を講じて来た¹⁴⁸。

(3) 事例の評価

本事例は、1954年にソ連内部でクリミアがウクライナ領域に移管された第一段階と、2014年のウクライナの政変に乗じてウクライナからの分離独立を試みた第二段階に分けることができる。ロシアは、第一段階においてクリミア住民の意思を正しく反映せずに移管したことが違法であるとし、それを第二段階において是正したと解釈している。しかし、当時の住民の反発は穏やかであり、ロシアが認めるようにソ連内部での移管であって自決権の否定とまでは評価できない。また、クリミアは植民地または非自治地域ではないから、エリトリアの事例のように植民地独立のための外的自決の行使方法を巡る問題と捉えることもできない。

そこで以下では、第二段階について本事例が救済的分離論を根拠に分離が認められるか否かという問題に限定して検討する。

①人民

a) 領域的明確性

クリミア自治共和国は十分な領域的明確性がある。ソ連崩壊後、ウクライナにおいてクリミア共和国または自治共和国として行政上の境界を有していた。さらに、自前の憲法、議会や大統領を有しており一定の自治が認められていたことから領域的明確性が認められる。

b) 不正義

クリミアは不正義の基準を満たしているとはいえない。

第一に、クリミアは自治が認められており、内的自決の否定があったとは言い難い。ウクライナ政変後、ロシア語禁止法案の復活が試みられたが批判を受けて撤回された。また、ウクライナ政府による自治の剥奪といった事実は確認できない。大統領権限の削減および廃止があったものの、これには住民の支持があり、クリミアの独立を支持したロシアもウクライナによる内的自決の否定の事実があったとは述べていない。

第二に、大規模な人権侵害も存在しない。ロシアは欧米がコソボの独立のみを「特殊な事例」として承認したことを批判する中で、「我々のカウンターパートたちは、その例外性を何に見出しているのか。それは、コソヴォでの紛争の過程で多くの人的犠牲がでたということらしい。(中略)クリミアでは武力衝突は一つも起きず、人的犠牲も出なかった。」と述べている¹⁴⁹。

したがって、クリミア住民は救済的分離の主体である「人民」を構成するものではなく、救済的分離論によって分離独立を正当化することはできない。

②分離の意思

仮に、クリミア住民が「人民」を構成していたとして、その分離の意思は自由に表明されていたといえるのか。クリミアにおいては、ウクライナによる議会の解散や開催延期などの内的自決の否定はなされておらず、クリミア住民の分離の意思を推定することはできない。2014年の住民投票の実態は不明である。ロシアは23カ国が参加して約70人規模の住民投票モニタリングを行ったとしているが¹⁵⁰、別目的のOSCE監視団の入域を拒否するなど、国際社会からの監視を拒絶しており、当該モニタリングが中立的なものであったとは考え難い。また、人口の約3割を構成するタタール人は投票をボイコットしており、全住民の意思が表明されたとはいえない¹⁵¹。

③実効性

クリミアは自治共和国として自前の政府を有しており、全武力勢力をも掌握していることから、国際社会やロシアの支援がなくとも十分な実効性を有していると考えられる。

④最後の手段

本事例では、交渉すべき母国ウクライナによる不正義が存在しない。また、国際社会は明確にクリミアの住民投票を違法であるとしており、「最後の手段」であるとは考えていない。

このようにクリミア住民は「人民」を構成せず、分離の意味も明確ではない。したがって、クリミアが主権独立国となったウクライナから分離独立し、ロシアに編入されるまでの第二段階については、救済的分離に基づく一方的分離は認められない。国際社会も明確に、クリミアの分離独立および編入を否定している。

しかし、将来的には第三段階としてロシアからの分離独立においては一方的分離が認められる可能性がある。ただし、その場合は救済的分離ではなく、外国の占領下にある地域の独立であり伝統的枠組みの中で解決されることになる。

第2節 カタルーニャ

(1) 事実の概要

①背景

カタルーニャはスペインの北東部に位置する自治州で、スペイン全土の面積の6.3%を占め、人口のおよそ16% (750万人) を占める。独自の言語であるカタルーニャ語を有し¹⁵²、州都バルセロナはマドリードに並ぶ豊かな地域である。

イベリア半島は、カタルーニャ公国を含む複数の国で構成されていたが、18世紀初頭のスペイン継承戦争によってカタルーニャは独立国としての地位を失い、スペインに編入された¹⁵³。

20世紀には独立運動が高まり、1932年に自治憲章が制定され、1934年にカタルーニャ共和国の成立が宣言されたが、当時のフランコ独裁政権はこれを認めず、カタルーニャ語の禁止やカスティーリャ語 (スペイン語) の使用強制など、スペイン化およびカトリック化を図った¹⁵⁴。

スペイン内戦後の1976年には自治憲章制定を求めるデモが多発したことを受けて、1978年に制定された現行スペイン憲法は、「憲法は、全てのスペイン人の共通かつ不可分の祖国であるスペイン国民 (ナシオー) のゆるぎない統一に基礎を置くとともに、それを構成している諸民族と諸地域の自治権およびそれらの間の連帯を承認、保障する」(2条)と規定した¹⁵⁵。これに基づいて1979年に自治憲章が制定され、カタルーニャは自治を回

復し、教育、医療、公共事業、司法、言語政策、文化政策、州警察など1932年の自治憲章よりも広い自治を獲得し、カタルーニャ語とカスティーリャ語の二言語併用を勝ち取った¹⁵⁶。ただし、財政は1980年の「自治州財政に関する組織法」に基づき、中央政府からの交付金に頼るものとされた¹⁵⁷。

②独立運動と住民投票¹⁵⁸

2006年に制定された自治憲章は、前文でカタルーニャは「ナシオー (ネイション)」であると宣言した。これは、1978年スペイン憲法で、カタルーニャが「ネイション」以下の「地域」とされていることに対抗してのものであった。さらにこの憲章は、1979年自治憲章をさらに進め、二つの公用語を知る権利と義務を規定し、カタルーニャ語の地位を高めようとした¹⁵⁹。しかし、これに対して2010年にスペイン憲法裁判所はカタルーニャ語に優先権を与える条項を含む14の規定について、憲法2条の「スペイン国民のゆるぎない統一」という文言に照らして違憲と判断し、さらに27の条項について解釈指針を示す判決を下した。

2012年9月11日、独立を求めて約150万人が参加する大規模なデモが発生した。デモは、徴税権の自治州政府への移譲や雇用創出を求めるものであり、平和裏に行われた¹⁶⁰。その後、自治州地方選挙で独立派が多数派を占めたことで、カタルーニャのマス首相は独立に向けた動きを強化した。

このような独立運動の高まりに対して、2014年4月、スペイン中央政府はカタルーニャ自治州が提出していた住民投票実施の請願を圧倒的多数で否決し¹⁶¹、9月3日にスペイン憲法裁判所は、住民投票は違憲であるとの見解を示した。しかし、11日には住民投票を求めるデモが行われ、50万人が参加したと言われる¹⁶²。19日にカタルーニャ自治州議会は住民投票の関連法案を可決し¹⁶³、27日には住民投票の実施を正式に決定した¹⁶⁴。

これに対して、29日のスペイン中央政府による差し止め請求を受けて、スペイン憲法裁判所は、住民投票が憲法に合致しているか審査するために最大5ヶ月間実施を凍結すべきだとの決定を下し

た¹⁶⁵。10月、カタルーニャは、住民投票をボランティアなどを活用し、州法に基づかない非公式な形で実施することで合法的な形に変更する旨を表明したが¹⁶⁶、これに対しても憲法裁判所は違憲の疑いがあるとして凍結すべきだとの判断を示した。

11月9日、カタルーニャ自治州政府は住民投票を実施し、投票率35%、200万人超が投票し、約35%が独立に賛成する結果となった¹⁶⁷。その後、スペイン検察当局はマス首相の訴追手続きを開始すると表明し¹⁶⁸、2015年2月、憲法裁判所は主権に関する住民投票を実施する権利は中央政府のみが有するとして当該住民投票を違憲と判断した¹⁶⁹。

(2) 関係国の立場および国際社会の反応

分離運動の最も大きな契機となったのは、2010年のスペイン憲法裁判所による自治憲章に対する違憲判決である。まず、カタルーニャ語教育をめぐる政策に対する不満が根強い。1983年の「言語正常化法」、1998年の「言語政策法」は初等・中等教育ではカタルーニャ語に優先権を認めていたが¹⁷⁰、2013年に制定された「ベルト法」はカタルーニャ語を基幹科目から自由選択科目へと格下げした¹⁷¹。また、カタルーニャには「スペインの国内総生産（GDP）の約20%を占めるが、税収は中央政府に吸い取られて他の州に使われている」¹⁷²という認識があり、広範な徴税権の委譲を中央政府に拒否されたことに加え、スペインの緊縮財政の中で失業率が高まり、公共サービスが縮減されたことがさらに不満を高めた。

したがって、カタルーニャは第一にカタルーニャが独自の文化を有する民族（ネイション）であるにもかかわらず、その言語が軽視されていること、第二に経済および財政的な不正義を母国から被っていること、そして第三に住民投票によって住民の独立の意思が明らかにされるであろうことを根拠として、将来の独立を正当化している。

これに対して、スペインは住民投票の実施は、公式、非公式に関わらず違憲であって、選択理論に基づく分離独立は認められないとしている。

国際社会は、スペインにおける分離運動につい

て国内問題であるとして特段の反応は示していない。

(3) 事例の評価

本事例は20世紀初頭から1978年の自治回復までの第一段階と、1978年以降の自治回復後の分離運動の第二段階の二つの時期に分けられる。本稿で問題とするのは、第二段階における救済的分離論の適用に関してである。

① 人民

a) 領域的明確性

カタルーニャは自治の認められた「自治州」であり、徴税権は持たないが、警察権を含む広範な自治を認められ、自治州議会および首相を有しており、十分な領域的明確性を有していると言える。

b) 不正義

カタルーニャは母国による不正義を被っているとはいえない。

第一に、母国による内的自決の否定があったとはいえない。これまでの事例にあったような地方議会の解散や議会の開催延期、母国の憲法改正による自治の剥奪といった事実は確認できない。2010年の自治憲章違憲判決により、カタルーニャ語にカスティーリャ語と同等の地位は認められなかったが、公用語とされていることには変わりなく、自由な使用が認められており内的自決の否定とまでは言い難い。

ただし、中央政府が徴税権の付与を拒否したことについては内的自決の否定を構成する要素になりうる。バスク自治州には徴税権を付与しているのに対し、人口規模および経済規模で勝るカタルーニャに徴税権を付与していないことは正当化しがたい。しかし、徴税権を付与しないことのみをもって内的自決が否定されているとまではいえない。

第二に、大規模人権侵害は発生していない。デモは平和裏に行われており、武力衝突は発生して

おらず、また恣意的な逮捕や勾留といった事実も報告されていない。また、国際社会も特段、非難や憂慮の表明を行っていない。

したがって、母国による内的自決の否定および大規模人権侵害の両方の不正義があったとはいえず、カタルーニャ住民は救済的分離の主体たる「人民」を構成しない。

②分離の意思

まず、2012年のカタルーニャ自治州議会選挙の結果のみをもって人民の分離の意思が表明されたものとは考えることはできない。135議席中、「カタルーニャ集中と統一」(CiU) 50議席、左翼共和党(ERC) 21議席で、独立を訴える政党が68議席の過半数を確保したが¹⁷³、CiU自身も過半数を得た場合には「住民投票」によって民意を測りたいとしており、直ちに独立を求めるとはしていなかった¹⁷⁴。

次に問題となるのは、2014年の住民投票の効果である。カタルーニャ自治州政府も当該住民投票が非公式であり、法的拘束力のあるものではないことを認めている。また、非公式であることを理由として独立反対派の住民の多くがボイコットしており¹⁷⁵、投票率が35%であったことから全住民の意思を図ることができたとはいえない。

したがって、本事例においては分離の意思が自由に表明されたとは言えない。仮に、2012年地方選挙において、「独立」そのものを公約に掲げていた政党が圧倒的多数で議席を獲得した場合には、分離の意思が示されたものと判断される可能性があった。

③実効性

カタルーニャは自治州として広範な自治を与えられており、国際的な支援があれば十分な実効性を発揮するものと考えられる。

④最後の手段

本事例では、母国スペインによる不正義があったものとは考えられず、不正義の停止および改善

から判断される「交渉が尽くされ、最後の手段であること」という基準について検討することはできない。

以上の基準のあてはめから、カタルーニャが現段階で独立宣言を行ったとしても、救済的分離論によって一方的分離を認めることはできない。しかし、今後スペインがカタルーニャに対する抑圧政策を行い、自治の剥奪や重大な人権侵害という不正義を行うことがあれば救済的分離が認められる可能性がある。

第3節 スコットランド

(1) 事実の概要

英国北部に位置するスコットランドは、人口約530万人(約8.4%)であり、面積は英国の約1/3を占める¹⁷⁶。1707年に、イングランドと合併してグレートブリテンおよび北アイルランド連合王国(英国)を形成し、スコットランド議会は廃止され、実質的にイングランド議会に吸収された¹⁷⁷。その後、1885年に中央政府の領域別省庁としてスコットランド省が設置され、1888年には人口比に応じた財政資源配分が行われるようになった¹⁷⁸。

スコットランドは経済的には後進地域であり、1970年にスコットランド沖で発見された北海油田からの利益配分をめぐる中央政府からの権限移譲を求める動きが高まった。1974年の総選挙でスコットランドの独立をめざすスコットランド国民党(SNP)が躍進し、1978年にはスコットランド議会設置に関する法案が可決された。しかし、1979年の住民投票では議会設置の要件とされていた絶対得票率40%を満たすことが出来ず、スコットランド議会の設置は見送られた。

1989年頃から再び議会設置を求める市民運動が拡大し、1997年ブレア政権のもとで住民投票が実施され、賛成多数でスコットランド議会設置が認められた。翌年、「スコットランド法」が制定され、スコットランド議会の設置と法律制定権である一次立法権が規定された。英国ウェストミンスター議会在留する権限が列挙され、それ以外の

権能はスコットランド議会に移譲された。ただし、同法28条7項は「連合王国の議会がスコットランドに対する法律を制定する権限に影響を及ぼすものではない」と規定し、ウェストミンスター議会は当該法律を改廃する権限を留保している。なお、課税権は制限的にしか認められておらず、財政資源の大半は中央政府からの一括交付金によって充たされている¹⁷⁹。

2007年、スコットランド議会選挙でSNPが少数与党ながら初めて政権を握った¹⁸⁰。2011年の選挙では住民投票に基づく独立を公約に掲げてSNPは過半数を獲得し、2014年に独立について問う住民投票を実施する旨を表明した¹⁸¹。スコットランドへの現行の権限移譲枠組みでは、独立を求める住民投票に法的拘束力を認めるか否かは中央政府の判断に委ねられており¹⁸²、2012年10月には法的拘束力のある住民投票の実施について、スコットランド自治政府サモンド首相とキャメロン首相の間で合意がなされた（「エディンバラ合意」）¹⁸³。

2014年9月18日、「スコットランドは独立国になるべきか」問う住民投票が実施され、有権者430万人、投票率は84.6%であり、独立反対が55.25%、独立賛成が44.65%で否決された¹⁸⁴。

(2) 関係国の立場および国際社会の反応

本事例では、住民投票の実施とその結果次第での独立について母国との間で同意があり、一方的分離の許容性や領土保全に関する主張は見当たらない。独立派、反対派ともに、独立後のビジョンを提示している。

独立を推進するスコットランド自治政府とSNPは、民族主義的主張を避け、経済的なメリットを中心に主張する¹⁸⁵。北海油田からの収益が中央政府に独占されていることに対する不満をくみとり、独立した場合には油田からの収益を原資とした高福祉国家を目指し、EU加盟や原子力潜水艦と核兵器の廃棄などを主張している¹⁸⁶。

これに対して、中央政府やスコットランドのその他の政党は、北海油田によるファンド形成には大幅な増税が必要であるとし、さらにEU加盟につ

いては全加盟国の賛成が手続き上求められることから実現は困難であると主張している¹⁸⁷。また、スコットランドの自治拡大を示唆し、残留が決まった場合には税や予算、社会保障に関する権限移譲をさらに進めることを表明していた¹⁸⁸。

国際社会は国内問題であるとして、中立的立場から住民投票を見守った。ただし、中国は「独立が現実となれば『ロンドンにとって悪夢となる』」、「キャメロン英首相は英国の“歴史の罪人”となる」と主張し、独立運動が自国へ波及することを警戒して独立運動を非難していた¹⁸⁹。

(3) 事例の評価

本事例は、母国英国との間で住民投票および独立について合意がなされているため、一方的分離の事例ではない。したがって、以下では仮に「エディンバラ合意」が存在しない場合に、救済的分離が認められるのか検討する。

① 人民

a) 領域的明確性

スコットランドはもともと独立国であり、1707年に英国の一部となった後も領域的な明確性が認められる。広範な自治が付与されていたことから明らかである。また、領域についての争いも存在しない。

b) 不正義

自治は剥奪されるどころか拡大されてきており、むしろ、自治拡大運動の成功例といえる。スコットランドの英国残留が決まったことで、英国は公約に基づきスコットランド政府の、税収、歳出、福祉面での自治権を拡大するための交渉に入った¹⁹⁰。ただし、キャメロン首相は自治拡大の条件としてウェストミンスター議会におけるイングランド関連法案に対するスコットランド選出議員の投票権を取り上げると主張しており、交渉は難航している¹⁹¹。

また、重大な人権侵害は存在せず、当事者も人権侵害については特段の主張を行っていない。

したがって、スコットランドは領域的明確性は認められるが、内的自決の否定および重大な人権侵害は存在せず、一方的分離が認められる「人民」を構成しない。

②分離の意思

2011年に住民投票に基づく独立を公約に掲げる SNP がスコットランド議会の過半数の議席を得たが、2014年の住民投票では独立反対が多数となったことから、分離の意思はおよそ認められない。また、住民投票以前の段階では、過去に与えられていた自治の剥奪などの事実は存在しない。

③実効性

スコットランドは連邦州ではないものの、疑似連邦制を構成する「領域」であり¹⁹²、医療・保険、境域・職業訓練、地方政府、社会福祉事業、住宅、土地利用計画、経済開発、内務、司法、大半の刑事法、環境、農業、林業、スポーツ、芸術などの広範な自治を担い、スコットランド議会は一次立法権を有している。したがって、国際社会からの支援がなくとも十分な実効性を伴っているといえる。

④最後の手段

母国による不正義、すなわち内的自決の否定および重大な人権侵害が存在しないために、一方的分離がその救済として最後の手段であるか否か判断することはできない。また、英国はスコットランドの自治権拡大に積極的であり、交渉が尽きたとは言えない。

以上のいずれの事例も、不正義の基準を満たさず救済的分離は認められない事例であった。救済的分離論が「ある法」として結実したというためには、未だ国家実行および国際実行が不足している。しかし、第3章および第4章で扱った9つの事例全てにおいて、救済的分離論そのものを否定する主張が存在しないことは注目に値する。このことは、国家が少なくとも「あるべき法」として救済

的分離論を認めていることを示していると考えられる。

第5章 結論

一方的分離の文脈において、自決原則と国家領域の一体性の保護を目的とする領土保全原則との関係はどのように整理されるのか。

領土保全原則は元来、外国からの侵略のような外的な関係における原則であった。しかし、脱植民地化の過程で、もともと独立国であった被植民地領域の領土にまでその射程を拡大することで、国家からの一部領域の独立という一見内的な関係についても領土保全原則が適用されるようになり、植民地支配という不正義の匡正という意味で両原則は一致することになったのである。

伝統的な自決権の枠組みを超えて、一方的分離の場合においても救済的分離論を用いることで同様に両原則を一致させることができる。すなわち、両原則の保護する射程を母国によって不正義を被った集団の領域にまで拡張することで、両原則を対立させることなく一方的分離を認めうるのである。

バングラデシュおよびコンボの事例以来、第4章でみたように救済的分離が明確に認められた例はないが、救済的分離論は実定法になりつつある形成過程の理論である。これに基づいて一定の基準を満たす場合には、一方的分離が認められるべきである。すなわち、国家として独立するに十分な明確性を持った領域に連結した集団で、かつ国家から不正義を被っている集団である「人民」は、植民地および外国占領下という伝統的枠組みを超えて、一方的分離を実行しうる。実体的な基準として、第一に、分離実体の領域に対する主張は、国家として独立しうる程度に明確な領域に対するものでなければならない。第二に、母国から被った不正義は、自治剥奪等の内的自決の否定と、国連を中心とする国際機関の認定をもとに判断される大規模な人権侵害の両方を伴うものでなければならない。第三に、人民は母国や第三国からの干

渉を受けることなく、自由にその分離の意思を表明しなければならない。意思が不明な場合には、国連の支援の下で住民投票が実施されることが望ましい。そして、第四に分離独立する際の国家性要件は分離実体の要請や合意に基づく他国および国連の暫定統治等のプレゼンスがある場合には柔軟に解釈されうる。

次に手続き的基準として、両当事者による交渉が尽くされた後も不正義の改善が見込まれず、分離が最後の手段であることが必要であるが、このことは国際機関の認定を含めて総合的に判断される。

しかし、救済的手段として主権国家内の一部領域に居住する「人民」の分離が認められたとしてもさらなる課題が残る。

①不正義を受けた集団のアイデンティティの承認の問題

第一に、差別を行っていた集団と差別を被っていた集団との間での匡正的正義の問題がある。多数派と同等の権利が付与されない等の外形的な抑圧に対して、独立は重要な解決策となるが、抑圧されている集団の自律と独立は必ずしも一致しない。集団の権利を規定する自決原則の目的は、集団の自律にある。抑圧された集団の自律にとって必要なのは、アイデンティティの承認である。集団としてのアイデンティティを承認されなかったこと、あるいは歪められた承認を受けたことによって集団自身に自己蔑視が根付いていることが問題なのである¹⁹³。

したがって、匡正的正義の問題として、このような自己蔑視を払拭する必要がある。そのためには、抑圧してきた多数派や中央権威による公的な謝罪や賠償、歴史の再解釈などが必要となる。このような匡正的正義がなされなければ、新国家における安定は望めない。

②新国家における内的自決および人権の保障の問題

第二に、新国家における内的自決および人権の

保障が課題となる。新国家には様々な集団が混成的に存在しており、そうでない場合でも将来的に分離を求める集団が形成される可能性がある。また、母国における多数派は新国家において少数派として残され、新たな分離実体となりうる。したがって、新国家はこのようなフラクタル構造を秩序の不安定化の要因にしないようにする必要がある。そして、一点目に述べた不正義の匡正にあたり、彼らが差別されることのないような歴史の再解釈や制度が求められる。

コソボの事例においては、母国セルビアの多数派であったセルビア人がコソボにおいて少数派として残されている。それを顕著に表すのは、セルビア人が大多数を占める北部の4つの自治体の例である。国連の暫定統治下においても、UNMIKによって元KLA兵士の受け皿として設立された現地警察組織KPSに対して、セルビア人は不信感を示していた。そこで、UNMIKはセルビア人の雇用を進めたが、それでも不信感は払拭されず、コソボ独立宣言の直後にはミトロヴィツァの裁判所をセルビア人が占拠し、UNMIK警察部隊と衝突して死傷者が発生する事態も生じた¹⁹⁴。ミトロヴィツァは現在、セルビア人地域の事実上の首都となっている。

一方、ロシアによるクリミア編入の試みは、少数者の保護という点では評価できる。クリミア議会は「タタール民族の権利の回復の保証に関する決定」を採択し、クリミア・タタール語にロシア語とウクライナ語に並ぶ公用語の地位を与える必要性を指摘し、タタール民族代表者に共和国議会、地区、市議会での議席を保証した¹⁹⁵。現在、クリミアはロシアの実効支配下にあるが、これが今後ウクライナの実効支配に戻る場合には、タタール民族の権利の保障が問題となる。

③母国における内的自決および人権の保障の問題

第三に、母国においても内的自決および人権の保障が課題となる。分離運動や内戦としては表面化しなかったが、「二級市民」とされている集団を「一級市民」にしなければならない。

南北和平プロセスにおいて、南スーダンの自決権が認められ、住民投票の実施が決定しつつある中で、ダルフル紛争が発生した。南部が中央政府との間で富と権力の分配を得ることが明らかになる中で、南部と同様に低開発地域であったスーダン西部のダルフル地域が中央政府に分配的正義を求めたのである¹⁶。

このように、母国の側でも一つの分離運動を解決すれば済むわけではなく、顕在化していない集団への配慮が必要となる。

④救済的分離では分離が認められない集団の問題

第四に、救済的分離が認められない集団の権利保障の問題がある。領域的明確性をもたない集団は、国家による不正義を被っていたとしても一方的分離によって独立することは認められない。例えば、複数の国に跨がって生活するクルド人などは救済的分離が認められない。国内的な人権保障のみならず、国境を超えた移動の自由の保障など彼らの一体性を損なわないような制度が求められる。

救済的分離論による一方的分離は、母国の不正義からの救済が目的であり、あくまで最後の手段である。分離要求に至る前に、国家単位の内政的な対処によって集団や個人の自律が達成されることが望ましい。そのためには、国家による不正義の予防および既に発生した不正義を停止し改善させる国際的な協力や監視の枠組みの構築が求められる。

カタルーニャおよびスコットランドの事例は、内的自決の否定および重大な人権侵害に至らない程度由国家による不正義からの「救済」を主張することで、国際的関心を得た事例である。これらの問題では、分離独立の要求は自治拡大のための「武器」としての意味合いがあり、国内的な交渉による民主主義的自律の実現が求められていることを示しているといえる。

211頁。

- ² 曾我英雄「領土保全原則と分離独立権の相克ーポスト冷戦期における新世界秩序模索とのかかわりで」『国際問題』(1991年) 32頁。
- ³ 国連広報センター「植民地の独立」<http://www.unic.or.jp/activities/independence/> (2015年7月28日閲覧)。
- ⁴ 家正治「民族自決権と自決の達成」『非自治地域制度の展開』(神戸市外国語大学研究所・1974年) 91-92頁。
- ⁵ Antonio Cassese, *Self-Determination of peoples: A Legal Reprisal* (Cambridge University Press, 1995), p.43.
- ⁶ *ibid.*, p.90.
- ⁷ *ibid.*, pp.37-78, 90.
- ⁸ *ibid.*, p.129.
- ⁹ James Crawford, *The Creation of States in International Law 2nd*, (Oxford University Press, 2006), pp.388-390; Allen Buchanan, *Justice, Legitimacy, and Self-Determination: Moral Foundations for International Law* (Oxford University Press, 2004), pp.333-334. ただし、後で見ると「友好関係原則宣言」の解釈を巡っては争いがある。
- ¹⁰ International Court of Justice Advisory Opinion, *Accordance with International Law of the Unilateral Declaration of Independence in Respect of Kosovo* (22 July, 2010), (Declaration of Judge Simma para.1-9).
- ¹¹ Buchanan, *supra note* 9, pp.350-353.
- ¹² Daniel Philpott, "Self-Determination in Practice", in Margaret Moore (ed.), *National Self-Determination and Secession* (Oxford University Press, 1998), pp.80-81.
- ¹³ David Miller, "Secession and the Principle of Nationality", in Margaret Moore (ed.), *National Self-Determination and Secession* (Oxford University Press, 1998), pp.65-69, 75.
- ¹⁴ Cassese, *supra note* 5, p.359.
- ¹⁵ Buchanan, *supra note* 9, p.351.

¹ 山本草二『新版・国際法』(有斐閣・1994年)

- ¹⁶ b)不当な併合は現行国際法上、明確に独立が認められる類型に含まれる。
- ¹⁷ Buchanan, *supra note* 9, pp.357-359.
- ¹⁸ カセーゼ、デュファド、ライクは「友好関係原則宣言」の解釈を根拠として、救済的分離は実定法上の権利として認められていると主張する。Cassese, *supra note* 5, pp.102-108; John Dufard and David Raič, “The Role of Recognition in the Law and Practice of Secession” in Malcelo G.Kohen (ed.), *Secession: International Perspective*, (Cambridge University Press, 2006), p.106.
- ¹⁹ Unrepresented Nations and Peoples Organization, “Universal Declaration of the Rights of Peoples”, www.unpo.org/article.php?id=105 (accessed October 1, 2015). 宣言文の翻訳は筆者による。
- ²⁰ Cassese, *supra note* 5, p.296.
- ²¹ Katherine Del Mal, “The Myth of Remedial Secession”, in Duncan French (ed.), *Statehood and Self-Determination: Reconciling Tradition and Modernity in International Law* (Cambridge University Press, 2013), pp.104-107.
- ²² 非植民地過程において、「塩水の基準」あるいは「海外領域の基準」が用いられて来たが、コソボ独立を巡る過程で、ECは「共和国」単位での自決権行使の方針を堅持しており、既にこれらの基準は用いられていない。王志安「コソボ紛争のジレンマ—国際干渉の法的枠組みをどう構築するか—」『法学論集』61号（2000年）57-58頁。
- ²³ Ved P. Nanda, “Self-Determination in International Law: The Tragic Tale of Two Cities-Islamabad (West Pakistan) and Dacca (East Pakistan)”, *American Journal of International Law* 66 (1972), p.329.
- ²⁴ I. J. Roth, “Government and the Development of Industry in Pakistan 1947-1967”, *Asian Survey*, Vol.10, No.7 (1970), p.574.
- ²⁵ Nanda, *supra note* 23, pp.329-330.
- ²⁶ *ibid.*, p.328.
- ²⁷ 孫占坤「自決権と領土保全原則の関係（2）—バングラデシュの独立に関連して」『名古屋大学法政論集』135巻（1991年）269-272頁。
- ²⁸ アワミ連盟は、全313議席中（東パキスタン169議席中）167議席を獲得した。Nanda, *supra note* 23, p.328; Crawford, *supra note* 9, pp.140-142.
- ²⁹ United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.25 (1971), pp.145-146.
- ³⁰ *ibid.*, pp.146-150.
- ³¹ 独立宣言では、「バングラデシュ人民の正統な自決権を行使するために、（中略）独立を宣言」と述べられている。孫・前掲論文（注27）274頁。
- ³² United Nations, *supra note* 29, pp.143-159.
- ³³ *ibid.*, pp.146-150.
- ³⁴ Nanda, *supra note* 23, p.336.
- ³⁵ Crawford, *supra note* 9, pp.140-142, 393.
- ³⁶ International Commission of Jurists, *The Review*, No.8 (1972), pp.32-34.
- ³⁷ 王・前掲論文（注22）270-271頁; Zejnullah Gruda, “Some Key Principles for a Lasting Solution of the Status of Kosovo: *Utī Possidetis*, the Ethnic Principle, and Self-Determination” *Chicago-Kent Law Review* (2005), p.320.
- ³⁸ Henry H. Perrit, Jr., “Symposium: Final Status for Kosovo: Untying the Gordian Knot: Final Status for Kosovo”, *Chicago-Kent Law Review* (2005), p.44; 柴宜弘『ユーゴスラヴィア現代史』（岩波新書・1996年）145頁。
- ³⁹ 1981年年には、約160万人のコソボ人口のうち、アルバニア人が78%、セルビア人が13%、モンテネグロ人が2%、1993年には200万人のコソボ人口のうち90%がアルバニア人であったとされている。Gruda, *supra note* 37, p.320. 柴・前掲書（注38）137頁。
- ⁴⁰ Perrit, *supra note* 37, p.40.
- ⁴¹ 柴・前掲書（注38）145-146頁。
- ⁴² Perrit, *supra note* 37, p.40.

⁴³ 王・前掲論文（注22）7頁。

⁴⁴ “The Opinions of the Badinter Arbitration Committee: A Second Breath for the Self-Determination of Peoples”, *European Journal of International Law* (1992), p.178.

⁴⁵ Office of the High Representative in Bosnia and Herzegovina, “The General Framework Agreement for Peace in Bosnia and Herzegovina”, http://www.ohr.int/dpa/default.asp?content_id=380 (accessed June 2, 2015).

⁴⁶ United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.46 (1992), pp.797-798.

⁴⁷ セルビア警察当局によるアルバニア人住民の殺害、恣意的逮捕、虐待、公的サービスおよび公的機関におけるアルバニア語の事実上の抹消等の差別があったとされる。

⁴⁸ United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.48 (1994), p.573.

⁴⁹ UN doc. A/RES/51/116; 52/139; 53/163; 53/164.

⁵⁰ United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.52 (1998), p.366.

⁵¹ この時、10万人のコソボ住民がコソボから逃れたとされる。外務省「コソボ共和国」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/kosovo/data.html> (2015年6月2日閲覧)、UNHCR日本・韓国地域事務所（編）『難民REFUGEEES』116号（2000年）7頁。

⁵² United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.53 (1999), pp.334-335.

⁵³ “Rambouillet Accords: Interim Agreement for Peace and Self-Government in Kosovo”, (UN doc. S/1999/648).

⁵⁴ United Nations, *supra note* 52, pp.339-342.

⁵⁵ *ibid.*, pp.342-344, 351-352.

⁵⁶ “Report Submitted by the United Nations Interim Administration Mission in Kosovo to the Human Rights Committee on the Human Rights Situation in Kosovo since June 1999”, p.5 (UN doc. CCPR/C/UNK/1, 2000).

⁵⁷ United Nations, *The Yearbook of the United*

Nations, Vol.59 (2005), p.467; United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.60 (2006), p.461.

⁵⁸ United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.61 (2007), p.397.

⁵⁹ Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Kosovo, “Countries That Have Recognized the Republic of Kosova”, <http://www.mfa-ks.net/?page=2,33> (accessed May 11, 2015).

⁶⁰ International Court of Justice Advisory Opinion, Accordance with International Law of the Unilateral Declaration of Independence in Respect of Kosovo, (July 22, 2010), para.79-83.

⁶¹ 櫻井利江「コソボ分離に関する国際法－ICJ勧告的意見要請を素材として（3）」『同志社法学』62巻（2010年）283-290頁。

⁶² 櫻井・前掲論文（注61）291-300頁。

⁶³ John Crock, “Contemporary Practice of the United States Relating to International Law: United States Recognizes Kosovo as an Independent State”, *American Journal of International Law* (2008), pp.162-164.

⁶⁴ U.S. Department of State, “A Guide to the United States’ History of Recognition, Diplomatic and Consular Relations, by Country, since 1776: Kosovo”, <http://history.state.gov/countries/kosovo> (accessed January 30, 2015).

⁶⁵ 王・前掲論文（注22）53-58頁。

⁶⁶ 例えば、総会決議53/162は、FRY当局に依る人権侵害を「強く非難」する一方で、武装したアルバニア人集団に依る暴力行為等に対しては「非難する」との表現に留まっている。

⁶⁷ 湾岸部はムスリム、高地はキリスト教徒の事実上の支配下にあり、エチオピア帝国は全域を実効支配していたわけではなかった。Cassese, *supra note* 5, pp.219-221.

⁶⁸ United Nations, *the Yearbook of the United Nations*, Vol.3 (1948-49), p.256.

⁶⁹ “UN Report of the United Nations Commission for Eritrea 1950”, (UN Doc. A/1285).

- ⁷⁰ United Nations, *the Yearbook of the United Nations*, Vol.6 (1952), p.266.
- ⁷¹ エチオピアによる強制があったとする説は Gebre Hiwet Tesfagiorgis, "Self Determination: Its Evolution and Practice by the United Nations and its Application to the Case of Eritrea", *Wisconsin International Law* 6 (1987), pp.106-107参照。また、エチオピアによる包囲や強制があったとの証拠はないとの説は Minasse Haile, "Legality of Secession: the Case of Eritrea", *Emory International Law Review* 8 (1994), pp.492-496参照。
- ⁷² United Nations, *supra note* 46, p.189.
- ⁷³ United Nations, *the Yearbook of the United Nations*, Vol.47 (1993), pp.265-266.
- ⁷⁴ エリトリア大使館「エリトリアの歴史」 <http://www.eritreambaassy-japan.org/category/history/01.html#04> (2015年7月14日閲覧)。
- ⁷⁵ Casesse, *supra note* 5, pp.221-222.
- ⁷⁶ エリトリア大使館・前掲Webページ(注74)。
- ⁷⁷ Cassese, *supra note* 5, p.222.
- ⁷⁸ Crawford, *supra note* 9, pp.391, 402-403.
- ⁷⁹ United Nations, *supra note* 68, pp.259-261.
- ⁸⁰ 中野進『増訂新版・国際法上の自決権』(信山社・2006年) 43頁。
- ⁸¹ United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.29 (1975), p.857.
- ⁸² *ibid.*, p.858.
- ⁸³ United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.30 (1976), p.728.
- ⁸⁴ *ibid.*, p.732.
- ⁸⁵ *ibid.*, p.733.
- ⁸⁶ UN doc. A/RES/32/39; 34/40; 34/27; 35/50.
- ⁸⁷ United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.37 (1983), pp.1086-1087.
- ⁸⁸ UN doc. E/CN.4/Sub.2/1989/58
- ⁸⁹ サンタクルス大虐殺では、273人が死亡(当局の報告によれば50人)、276人が負傷、255人が失踪し、1990年から1991年までの間に100人以上が独立運動または関連する活動に関わったとして当局に勾留されていた。また、東ティモールの言語や文化を排除する「インドネシア化」のための学校建設や、人口調整のために強制避妊を行う「家族計画」などが実施されていた。古沢希代子=松野明久『ナクロマ 東ティモール民族独立小史』(日本評論社・1993年) 61-81頁。
- ⁹⁰ United Nations, *supra note* 50, pp.570-572.
- ⁹¹ United Nations, *supra note* 52, pp.279-281.
- ⁹² 6月には統合派民兵による独立派に対する政治的自由の制限や、強制的な隠匿、文民に対する暴力が報告されている。さらに、統合派民兵はインドネシア軍の黙認のもと、統合派の文民に対しても攻撃を行っていたとされる。*ibid.*, p.284-286; United Nations, *The United Nations and East Timor: Self-determination through Popular Consultation* (2000), para.26.
- ⁹³ United Nations, *supra note* 52, p.286.
- ⁹⁴ 住民投票は「インドネシア共和国という統一国家内における東ティモールに対する自治付与の特別提案を受入れるか? または、当該自治提案を拒否し、インドネシアから分離するか?」という質問であった。United Nations, *supra note* 92, para.63-65.
- ⁹⁵ 投票後の暴力で、住民の75%が難民となり、70%の住居と公共施設が破壊されたとされる。*ibid.*, para. 66-71; United Nations, *supra note* 52, p.840.
- ⁹⁶ *ibid.*, p.290.
- ⁹⁷ United Nations, *supra note* 83, p.730.
- ⁹⁸ United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.31 (1977), p.868; United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.32 (1978), p.852.
- ⁹⁹ United Nations, *supra note* 81, pp.861, 863.
- ¹⁰⁰ 栗本英世『『上からの平和』と『下からの平和』 - スーダン内戦と平和構築』『紛争予防』(2004年) 74頁。
- ¹⁰¹ 栗田禎子「スーダン・ジャズイーラ地域における農民運動の系譜 - マフディー運動からゲジラ計画まで」伊藤武次(編)『中東諸国に置ける政

- 治経済変動の諸相』（アジア経済研究所・1993年）182-191頁。
- ¹⁰² 中野進「スーダン問題と自決権（1）」『志學館法学』8号（2007年）頁118-125。
- ¹⁰³ 反乱軍は、スーダン軍およびスーダン警察に吸収されなかった元アニャニャ兵士（アニャニャIIと呼ばれる）と合流した。
- ¹⁰⁴ 中野・前掲論文（注102）118-125頁。
- ¹⁰⁵ 栗田禎子「『移行期』のスーダン政治－南北和平・民主化・ダルフル危機」『地域研究』（2009年）81頁。
- ¹⁰⁶ 「スーダン生命線作戦」（OLS）。United Nations, *supra note* 48, p.361.
- ¹⁰⁷ UN doc. A/RES/47/142; 48/147; 49/198; 51/112; 52/140; 54/182.
- ¹⁰⁸ United Nations, *supra note* 48, p.45.
- ¹⁰⁹ *ibid.*, p.837.
- ¹¹⁰ United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.50 (1996), p.690.
- ¹¹¹ United Nations, *The Yearbook of the United Nations*, Vol.56 (2002), p.217.
- ¹¹² United States Institute of Peace, <http://www.usip.org/publications/peace-agreements-sudan> (accessed June 9, 2015).
- ¹¹³ Southern Sudan Referendum Commission, "Southern Sudan Referendum: Final Results Report" (2011) p.2-3, (available at <http://southernsudan2011.com/index.html>) (accessed June 9, 2015).
- ¹¹⁴ 栗田・前掲論文（注105）68-72頁。
- ¹¹⁵ バコンゴ族を中心とするアバコ党はバコンゴ族が多く居住する地域を中心としたコンゴの独立をめざし、カタンガの諸部族集団からなるコナカ党は連邦制国家としての独立を目指していた。これに対して、コンゴ国民運動（MNC、党首ムルンバ）は単一国家として中央集権国家を目指していた。
- ¹¹⁶ コンゴの独立からカタンガを巡る歴史的経緯については、小田英郎『第二版・アフリカ現代史Ⅲ』（山川出版社・1991年）137-156頁を参照。
- ¹¹⁷ Crawford, *supra note* 9, p.405.
- ¹¹⁸ 小田・前掲書（注116）147-149頁。
- ¹¹⁹ 「キトナ宣言」。United Nations, *the Yearbook of the United Nations*, Vol.15 (1961), p.74
- ¹²⁰ United Nations, *the Yearbook of the United Nations*, Vol.16 (1962), pp.71-72.
- ¹²¹ *ibid.*, pp.76-78.
- ¹²² 孫占坤「分離運動と国連—『コンゴ問題』を素材として（1）」『法政論集』145巻（1993年）111-112頁。
- ¹²³ 孫・前掲論文（注122）113-119頁。
- ¹²⁴ Crawford, *supra note* 9, p.404.
- ¹²⁵ Cassese, *supra note* 5, pp.101-102.
- ¹²⁶ 1933年国の権利および義務に関するモンテヴェデオ条約1条。
- ¹²⁷ 山本・前掲書（注1）122-130頁。
- ¹²⁸ 一般社団法人ラヂオプレス「クリミア・セヴァストーポリの略史」『ロシア月報』第849号（2014年）158-159頁。Taras Kuzio, *Ukraine-Crimea-Russia: Triangle of Conflict* (Ibidem-Verlag, 2007), p.25.
- ¹²⁹ 2014年のロシアの調査によれば、ロシア人が65.2%、ウクライナ人が16%、先住民族のタートル人が12.6%である。一般社団法人ラヂオプレス『ロシア政策動向』第754号（2015年）1-7頁。
- ¹³⁰ 日本経済新聞 2014年3月1日 朝刊、廣瀬陽子「ロシアによるクリミア編入－ロシアの論理と国際法」『法学教室』406号（2014年）47頁。
- ¹³¹ Taras Kuzio, *supra note* 128, pp.65, 110, 126.
- ¹³² 伊藤孝之＝中井和夫＝井内敏夫（編）『ポーランド・ウクライナ・バルト史』（山川出版社・1998年）417頁（中井和夫執筆）。
- ¹³³ Taras Kuzio, *supra note* 128, pp.76-77, 81; United Nations, *supra note* 73, p.517.
- ¹³⁴ Taras Kuzio, *supra note* 128, p.28.
- ¹³⁵ 石郷岡健「ウクライナ危機とは、何だったのか？プーチン大統領の思惑とロシアの行方—疑問と考察」『ロシア・ユーラシアの経済と社会』986号（2014年）4-15頁。
- ¹³⁶ 日本経済新聞 2014年3月1日 朝刊。

- ¹³⁷ セヴァストーポリはクリミア半島にある海運、安全保障の要衝であり、ウクライナの直轄地であった。クリミアが住民投票を決定すると、これへの参加を表明し、住民投票の結果を受けてロシアに編入された。
- ¹³⁸ 日本経済新聞 2014年2月28日 朝刊。
- ¹³⁹ 日本経済新聞 2014年3月2日 朝刊。
- ¹⁴⁰ 一般社団法人ラヂオプレス・前掲書(注129) 59-70頁。
- ¹⁴¹ 国立国会図書館調査及び立法考査局「外国の立法」259号2巻(2014年)16頁。
- ¹⁴² UN doc. S/2014/136.
- ¹⁴³ UN doc. SC/11319.
- ¹⁴⁴ 「クリミアのロシア編入に関する条約の調印に先立ってプーチン・ロシア大統領が連邦議会両院議員、地方首長、市民社会代表者らを前に行った演説」から要約。一般社団法人ラヂオプレス・前掲書(注129)121-138頁。
- ¹⁴⁵ ロシア代表発言。UN doc. A/68/PV.80.
- ¹⁴⁶ 「クリミア自治共和国およびセヴァストーポリ独立宣言」のVoltaire Networkによる英訳参照。Voltaire Network, “Declaration of Independence of the Autonomous Republic of Crimea and Sevastopol”, <http://www.voltairenet.org/article182723.html> (accessed June 15, 2015).
- ¹⁴⁷ ウクライナ代表発言。UN doc. A/68/PV.80.
- ¹⁴⁸ 日本経済新聞 2014年7月30日 朝刊、日本経済新聞 2014年7月31日 朝刊、国立国会図書館調査及び立法考査局・前掲書(注141)26頁。
- ¹⁴⁹ 「クリミアのロシア編入に関する条約の調印に先立ってプーチン・ロシア大統領が連邦議会両院議員、地方首長、市民社会代表者らを前に行った演説」一般社団法人ラヂオプレス(前掲脚注126)129-130頁。
- ¹⁵⁰ 一般社団法人ラヂオプレス・前掲書(注129)64頁。
- ¹⁵¹ 廣瀬・前掲論文(注130)48頁。
- ¹⁵² 田澤耕『カタルーニャを知る事典』(平凡社・2013年)15-29頁。
- ¹⁵³ 八嶋由香里「ヨーロッパ統合の中の『国づくり』—カタルーニャ『独立問題』の背景にあるもの—」『歴史学研究』932号(2015年)50頁。
- ¹⁵⁴ 立石博高=奥野良知(編)『カタルーニャを知るための50章』(明石書店・2013年)308-311頁(八嶋由香里執筆)。
- ¹⁵⁵ カタルーニャはスペイン・ナシオー(ネイション)を構成する、一つの「地域」と位置づけられた。奥野良知「カタルーニャにおける独立志向の高まりとその要因」『愛知県立大学外国語学部紀要』47号(2015年)139-140頁。
- ¹⁵⁶ 1978年憲法は「2.その他のスペインの言語も、自治憲章の定めるところに従い、それぞれの自治体の公用語となる。3.スペインの異なる言語は特別に尊重され、保護されるべき文化的財産である」(3条)と規定する。立石=奥野(編)・前掲書(注154)218-221頁(立石博高執筆)。
- ¹⁵⁷ 立石=奥野(編)・前掲書(注154)202-206頁(市川秋子執筆)。
- ¹⁵⁸ 本節については、奥野良知(前掲脚注155)143-151頁を参照。
- ¹⁵⁹ 立石=奥野(編)・前掲書(注154)218-221頁(立石博高執筆)。
- ¹⁶⁰ 日本経済新聞 2012年10月22日 朝刊。
- ¹⁶¹ 日本経済新聞 2014年4月10日 朝刊。
- ¹⁶² カタルーニャの報告によれば参加者は180万人とされる。日本経済新聞 2014年9月13日 朝刊。
- ¹⁶³ 日本経済新聞 2014年9月20日 朝刊。
- ¹⁶⁴ 日本経済新聞 2014年9月28日 朝刊。
- ¹⁶⁵ 日本経済新聞 2014年9月30日 朝刊。
- ¹⁶⁶ 日本経済新聞 2014年10月18日 朝刊。
- ¹⁶⁷ 公式には「民意調査の投票」と呼ばれた。日本経済新聞 2014年11月13日 朝刊。
- ¹⁶⁸ 日本経済新聞 2014年11月20日 朝刊。
- ¹⁶⁹ AFP通信「カタルーニャ独立の住民投票は違憲、スペイン憲法裁」<http://www.afpbb.com/articles/-/3040821> (2015年7月22日閲覧)。
- ¹⁷⁰ 松本純子「カタルーニャ自治州におけるカタルーニャ語の保護と振興」『名古屋外国語大学外国語学部紀要』49号(2015年)89頁。

- ¹⁷¹ 奥野・前掲論文（注155）151-153頁、立石＝奥野（編）・前掲書（注154）（八嶋由香里執筆）52頁。
- ¹⁷² 日本経済新聞 2012年10月22日 夕刊。マスコレル経済知識相発言。
- ¹⁷³ 日本経済新聞 2012年11月26日 夕刊。
- ¹⁷⁴ 日本経済新聞 2012年11月21日 朝刊。
- ¹⁷⁵ 日本経済新聞 2014年11月11日 朝刊。
- ¹⁷⁶ 外務省「スコットランド～日本との知られざる絆と独立問題」（2014年11月11日）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/voll20/index.html>（2015年7月28日閲覧）。
- ¹⁷⁷ 山田光矢「スコットランド独立運動を通してみた英国の国政と地域政治」『政経研究』51巻3号（2014年）100頁。
- ¹⁷⁸ 山崎幹根『「領域」をめぐる分権と統合—スコットランドから考える』（岩波書店・2011年）22-26頁。
- ¹⁷⁹ 中央政府のウェストミンスター議会在留保する権限として、国防、外交、国家安全保障などの国家機能に関する分野、経済的な条件に関わる貿易の自由や全国レベルでの単一市場に関わる分野、全国レベルでの社会保障制度、残余部門の権能が列挙された。山崎幹根＝自治・分権ジャーナリストの会『スコットランドの挑戦と成果』（イマジネ出版・2010年）14-18、190-191頁、山崎・前掲書（注178）78-81頁。The UK Government, “Policy Paper: Scotland in the UK”, (available at <https://www.gov.uk/government/publications/scottish-independence-referendum-scotland-in-the-uk/scotland-in-the-uk>), (accessed September 28, 2015); the Scottish government, “Scotland’s Future: Your Guide to An Independent Scotland”, (Crown, 2013), pp.38-39,(available at <http://www.gov.scot/Publications/2013/11/9348/0>), (accessed October 14, 2015).
- ¹⁸⁰ 山崎＝自治・分権ジャーナリストの会・前掲書（注179）28-31頁。
- ¹⁸¹ 日本経済新聞 2012年3月21日 朝刊。
- ¹⁸² 池田佳隆「エディンバラ合意に至るスコットランド政治」『甲南法学』55巻1・2合併号（2014年）4-5頁。
- ¹⁸³ The Scottish government, “Agreement between the United Kingdom government and the Scottish Government on a referendum on independence for Scotland” (October 15,2012), (available at <http://www.gov.scot/About/Government/concordats/Referendum-on-independence>), (accessed October 14, 2015).
- ¹⁸⁴ Scotland’s Independence Referendum, “Results”, <http://scotlandreferendum.info/> (accessed September 28, 2015).
- ¹⁸⁵ 富田理恵「スコットランド問題—その経緯と背景—」『歴史学研究』932号（2015年）56頁。
- ¹⁸⁶ The Scottish government, *supra note* 179, pp.36-61.
- ¹⁸⁷ The UK Government, *supra note* 179; 外務省・前掲Webページ（注176）、日本経済新聞 2014年9月9日 朝刊、池田・前掲論文（注182）11-15頁。
- ¹⁸⁸ 日本経済新聞 2014年9月11日 朝刊。
- ¹⁸⁹ 日本経済新聞 2014年9月10日 朝刊。
- ¹⁹⁰ 日本経済新聞 2014年9月20日 朝刊。
- ¹⁹¹ 日本経済新聞 2014年9月22日 夕刊。
- ¹⁹² 山崎・前掲書（注178）70頁。
- ¹⁹³ チャールズ・テイラー「承認をめぐる政治」佐々木毅＝辻康夫＝向山恭一（訳）『マルチカルチュラリズム』（岩波書店・1996年）37-39頁。
- ¹⁹⁴ 小山雅徳「コンボにおけるセルビア人問題と治安ガバナンス」伊藤一孝監修『平和構築へのアプローチ：ユーラシア紛争研究の最前線』（吉田書店・1993年）253-256頁。
- ¹⁹⁵ 一般社団法人ラヂオプレス・前掲書（注128）63頁。
- ¹⁹⁶ 栗田・前掲論文（注105）81-83頁。
- （よしだ えり 北海道大学大学院法学研究科修士課程修了）